

# 松本市役所新庁舎建設基本計画

改定版

令和 7 年 11 月

松本市



## 目 次

I.	基本事項の整理 .....	1
1	基本計画の位置付け .....	1
2	これまでの検討の経過 .....	2
3	基本構想に定めた事項 .....	4
(1)	現在の庁舎が抱える問題等 .....	4
(2)	建設理念 .....	5
(3)	基本的な考え方 .....	5
(4)	建設場所 .....	6
(5)	新庁舎建設に当たっての基本姿勢 .....	7
4	市役所庁舎の役割 .....	8
5	まちづくりにおける役割 .....	8
6	上位・関連計画の整理 .....	10
7	庁舎に関する国の指針等の整理 .....	17
II.	新庁舎のあり方・導入機能 .....	19
1	市民意見の把握 .....	19
2	あり方・導入機能 .....	21
(1)	分かりやすさ・使いやすさを実感できる庁舎 .....	21
(2)	松本城と共に時を刻む庁舎 .....	26
(3)	コミュニケーションが芽生える庁舎 .....	27
(4)	コンパクト+ネットワーク型の庁舎 .....	29
(5)	新たな時代のオフィスのモデルとなる庁舎 .....	31
(6)	リスクに備える庁舎 .....	33
(7)	世代を超えて受け継がれていく庁舎 .....	35
III.	建設地の敷地条件 .....	37
1	現況及び周辺状況の整理 .....	37
(1)	周辺施設 .....	37
(2)	建設地周辺 .....	38
2	法規制、上位計画の与条件整理 .....	39
(1)	敷地 .....	39
(2)	現在地の建築規制等 .....	40
3	その他の留意点 .....	41
(1)	地盤と揺れやすさマップ .....	41

（2） ハザードマップ.....	41
（3） 市道1095号線の取扱い.....	41
（4） 文化財等の保護.....	42
<b>IV. 新庁舎の規模設定 .....</b>	<b>43</b>
1 新庁舎の規模.....	43
（1） 新庁舎の規模設定の考え方.....	43
2 駐車場の規模.....	47
（1） 来庁者駐車場.....	47
（2） 駐車場の規模.....	49
（3） 公用車駐車場.....	49
（4） 留意事項.....	49
3 駐輪場の規模.....	49
（1） 既存駐輪場の整理.....	49
（2） 駐輪場の規模.....	50
（3） 留意事項.....	50
<b>V. 土地利用・配置計画 .....</b>	<b>51</b>
1 土地利用.....	51
2 配置パターン.....	51
<b>VI. 平面計画・階層計画 .....</b>	<b>53</b>
<b>VII. 構造計画 .....</b>	<b>54</b>
1 確保すべき耐震性能.....	54
2 構造形式.....	54
<b>VIII. 外構・景観計画 .....</b>	<b>56</b>
<b>IX. 新庁舎整備事業スキーム .....</b>	<b>57</b>
1 事業方式.....	57
2 事業方式の検討.....	58
（1） 定性的評価.....	58
（2） 定量的評価.....	58
（3） 事業スキーム.....	58
<b>X. 概算建設事業費 .....</b>	<b>59</b>
1 範囲.....	59
2 建築工事単価.....	59
3 概算建設事業費.....	59

4 財源.....	60
(1) 地方債の活用.....	60
(2) 基金の活用.....	60
(3) 補助金などの活用.....	60
XI. 事業スケジュール .....	61
1 建替手順.....	61
2 事業スケジュール.....	62
(1) 事業スケジュールの設定.....	62
(2) 事業スケジュール設定における条件など.....	62



# I. 基本事項の整理

## 1 基本計画の位置付け

本計画は、「松本市役所新庁舎建設基本構想」（平成30年7月策定）を具体化するものであり、「建設理念」や「基本的な考え方」などの実現を図る方策などを定め、今後、新庁舎の設計を進める上での要件とするものです。

### ● 基本計画の見直し（改定）に当たって

本計画を策定した令和2年2月とほぼ同時期に、新型コロナウイルス感染症が発生し、DX・デジタル化が急速に進展するとともに、日本全体では少子高齢化や東京一極集中の傾向に歯止めがかからない状況が続いています。

こうした社会情勢下にある中、松本市が持続可能な地方都市であり続けるために、50年、100年先の変化を見据え、庁舎建設においても地域特性やまちづくりに広く目を向け、庁舎の整備を松本城を核とした公共空間の整備やパブリックマインドを持つ民間企業の事業展開を引き出す動きにつなげることで、まち全体の活性化に貢献するとともに、より質の高い行政サービスの提供につなげていくことが必要と考え、本計画を見直すこととし、検討を重ねてきました。

この度、見直し内容を反映した「松本市役所新庁舎建設基本計画改定版」を策定し、新たな時代に対応できる市役所を目指し、新庁舎の建設を着実に推進していきます。

〈見直しの要点〉 地域特性やまちづくりに目を向けた庁舎整備

#### 身近な地域拠点

##### ① 地域拠点とオンライン窓口の強化拡充

対面とオンラインを組み合わせた総合窓口（新たなワンストップサービス）により、地域づくりセンターを始め、市民に身近な場所、利用しやすい場所で、質の高い行政サービスを提供します。

#### 松本駅前

##### ② 申請・手続の拠点

交通結節点で、多くの人が利用しやすい場所である松本駅前に、申請・手続の拠点（仮称）松本駅前センターを設置します。

#### 南松本

##### ③ 第2段階の保健所

既存の周辺施設と連携して充実したサービスを提供するために、人口重心に近い南松本に保健所を柱とし、窓口機能等を備えた健康を支える拠点（（仮称）松本市役所保健所庁舎）を設置します。

#### 丸之内

##### ④ 本庁舎の規模スリム化

市民サービスの提供拠点や保健所をより身近な場所や利用しやすい場所へ設置・拡充することで、新庁舎（本庁舎）はできるだけ規模をスリム化し、現在の東庁舎側敷地のみに建設します。

民間投資を引き出し、まち全体の活性化に貢献

身近な場所で、より質の高い行政サービスを提供

## 2 これまでの検討の経過

日 程	会 議 等	備 考
H27. 4. 1	新庁舎建設検討庁内委員会設置要綱制定	庁内での検討を開始
28. 8. 24	松本市総合計画（第10次基本計画）に 「市役所新庁舎建設の推進」を計上	「市役所新庁舎建設の推進」
29. 1. 13	第1回新庁舎建設検討庁内委員会	現在までに33回開催
2. 8	市議会 総務委員協議会	検討の進め方などを了承
6. 5	市議会 議員協議会	現在地を建設候補地（案）とし、有識者による検証を進めることを了承
6. 28	第1回新庁舎建設候補地検証委員会	H29. 7までに3回開催
8. 23	新庁舎建設候補地検証委員会から 意見書の提出	建設候補地（案）である現在地は、庁舎用地としての適性が認められる。
9. 4	市議会 議員協議会	現在地を新庁舎の建設場所とすることを了承
10. 28	第1回新庁舎建設市民懇話会	現在までに11回開催
11. 8	第1期新庁舎建設庁内ワークショップ	H29. 11に3回開催
12. 20	市議会に市役所新庁舎建設特別委員会を 設置	
30. 1. 27	第1期新庁舎建設市民ワークショップ	フューチャーデザイン <sup>*1</sup> の手法を用い、 H30. 2までに2回開催
4. 25	市議会 新庁舎建設特別委員会	基本構想骨子（案）を了承
4. 25 ～ 5. 24	基本構想骨子（案）への パブリックコメントを実施	
5. 9 ～ 5. 12	市民説明会（計2回）を開催	基本構想骨子（案） 松南地区公民館、M ウィング
7. 20	新庁舎建設基本構想策定	
11. 19	新庁舎建設基本計画の策定に着手	策定支援を業務委託
31. 1. 23	第2期新庁舎建設庁内ワークショップ	働くまでの困りごとなどについて
1. 23 ～2. 13	市民説明会（計4回）を開催	基本構想 安曇支所、芳川公民館、島内公民館、浅間温泉文化センター
2. 2	第2期新庁舎建設市民ワークショップ	H31. 3までに3回開催 市民の皆さんを利用する新庁舎のイメージ、 松本市らしい庁舎のあり方
R元. 7. 24 ～ 8. 4	市民説明会（計4回）を開催	基本計画策定の取組状況 波田公民館、神林公民館、市役所大会議室、 勤労者福祉センター

\*1 フューチャーデザイン：現時点の政策課題の検討の場に、将来世代の利益を代表するアクター（演者）を現出させ、世代を超えた持続性に係わる問題の解決を図るための研究手法

日 稲	会 議 等	備 考
9. 18	市議会 新庁舎建設特別委員会	新庁舎建設基本計画骨子（案）を報告
9. 26 ～ 10. 9	市民説明会（計6回）を開催	基本計画骨子（案） 松南地区公民館、市役所大会議室、岡田公民館、梓川公民館、勤労者福祉センター、里山辺公民館
10. 24	市議会 新庁舎建設特別委員会	基本計画骨子（案）に対する意見への対応方針を報告
11. 20	市議会 新庁舎建設特別委員会	新庁舎建設基本計画（案）を協議し、継続協議と集約
11. 20 ～ 12. 19	基本計画（案）への パブリックコメントを実施	
12. 5 12. 8	市民説明会（計2回）を開催	基本計画（案） 市役所大会議室、勤労者福祉センター
2. 1. 16	市議会 新庁舎建設特別委員会	基本計画（案）に対する意見への対応方針を了承
4. 14	市議会 令和2年第1回臨時会	提案説明において市長が建設計画の見直しについて表明
7. 22	市議会 新庁舎建設特別委員会	建設計画見直しの考え方について協議し、継続協議と集約
12. 15	市議会 新庁舎建設特別委員会	検討経過等を報告
3. 2. 8	市議会 新庁舎建設特別委員会	計画見直しを再協議。結論を出さず、適当な時期に議員協議会で協議と集約
4. 1. 12	市議会 議員協議会	計画見直しに係る基本的な考え方及び具体的な案を協議し、継続協議と集約
12. 14	市議会 議員協議会	計画見直しについて改めて市の考え方及び今後の進め方等を協議し、継続協議と集約
5. 12. 18	市議会 議員協議会	再度、市の考え方及び今後の進め方等を協議し、継続協議と集約
6. 6. 24	市議会 議員協議会	市民に身近な市役所づくりという視点を持って基本計画を見直すことについて協議し、了承
7. 30	市議会 新庁舎建設特別委員会	基本計画の具体的な見直しに向けた今後の進め方等について報告
12. 2	市議会 新庁舎建設特別委員会	基本計画の見直しに当たり、第2段階の保健所に係る整備の方向性、新庁舎の規模設定の考え方及び今後の進め方について協議し、第2段階の保健所を南松本に設置することは了承と集約

日 程	会 議 等	備 考
7. 2.12	市議会 新庁舎建設特別委員会	新庁舎の規模等に係る見直し案を協議し、了承
4. 24	市議会 新庁舎建設特別委員会	事業スキーム、概算建設事業費等を説明するとともに、(仮称) 松本市役所南松本庁舎整備基本計画(案)について協議し、継続協議と集約 (議会意見から、(仮称) 松本市役所南松本庁舎を(仮称) 松本市役所保健所庁舎に名称修正を施した上で整備計画に係るパブリックコメントを実施)
6. 9	市議会 新庁舎建設特別委員会	パブリックコメントを踏まえ(仮称) 松本市役所保健所庁舎整備計画(案)について再協議し、了承
7. 29	市議会 新庁舎建設特別委員会	基本計画の改定版(案)について協議し、継続協議と集約
9. 24	市議会 新庁舎建設特別委員会	改めて基本計画の改定版(案)について協議し、了承
11. 26	市議会 新庁舎建設特別委員会	パブリックコメント等の結果を報告し、承認

### 3 基本構想に定めた事項

#### (1) 現在の庁舎が抱える問題等

##### ○ ハード的な問題

###### ① 老朽化

- ・本庁舎などの主要な建物は、建築から50～60年近くが経過しており、近い将来、来庁者や職員の安全・安心に支障が生じかねません。
- ・東日本大震災、熊本地震などにおける自治体庁舎の被害状況を見ても、従来より高い水準の防災性能の確保が必要です。

###### ② 狹あい化

- ・事務室、会議室、書類や物品の保管場所など、市役所本来の事務スペースが不足しています。臨時又は新規の事務事業などへの対応が困難です。
- ・市民との相談スペース、市民の待合スペースなどが不十分です。
- ・災害時における防災拠点として、指揮命令機能用スペースが不足しています。

###### ③ 景観形成基準（高さ制限）の既存不適格

- ・現在の庁舎は、建物高が約25m（本庁舎）あり、基準（本庁舎側16m、東庁舎側18m）に対し、不適格な状態です。

## ○ ソフト的な問題

### ① 利便性の低下

- ・市民などの来庁目的に応じた、利便性と満足度の高い行政サービスを効率的に提供できる配置の工夫が困難です。
- ・多様化する行政事務に伴う組織改正などに柔軟に対応できる設計になつていません。

### ② 不十分なセキュリティ対策

- ・市民の個人情報や行政情報を守る物理的なセキュリティが不十分です。
- ・高度化する情報社会への適応が不十分です。
- ・更なる情報セキュリティの確保が必要です。

### ③ 社会情勢の変化への対応

- ・窓口の在り方の変化（証明書のコンビニ交付、電子申請・電子証明）や、働き方の変化（テレワーク<sup>\*2</sup>、サテライトオフィス<sup>\*3</sup>、民間との共創等）への対応が困難です。
- ・超少子高齢型人口減少社会の進展に応じた行政ニーズの変容に柔軟に対応できる設計になつていません。

## （2）建設理念

時代の先を読み、変化し続ける力を備えた、“ひと”や“まち”を結ぶ庁舎

現代の松本市民はもとより将来の松本市民をも市政の関係者として捉える『将来世代の視点』を持って、現在、そして、未来においても、松本のまちの核として、求められる市役所の役割を果たし続けることのできる庁舎を建設します。

## （3）基本的な考え方

1

分かりやすさ・使いやすさを  
実感できる庁舎

- 市民が訪れるフロントヤード部分と職員が作業するバッカヤード部分を区分した『シンプルで使いやすい空間をデザイン』
- 市民サービスの向上につながる執務環境の整備、ユニバーサルデザイン、ワンフロアやワンストップで質の高い行政サービスの提供

2

松本城と共に時を刻む庁舎

- 松本城公園内の歴史的構造物、堀や樹木、東西の山並みと調和した良好な眺望景観を形成し、地域の発展に貢献する庁舎
- 緑化や湧水等の松本市の特色が感じられる『ゆとりとやすらぎの空間づくり』

\*2 テレワーク：ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。  
（「tele = 離れた所」と「work = 働く」を合わせた造語）

\*3 サテライトオフィス：通勤混雑を避けたり、移動時間を短縮したりするために、遠隔勤務をできるよう通信設備を整えたオフィス

<p style="text-align: center;"><b>3</b></p> <p style="text-align: center;">コミュニケーションが 芽生える庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多種多様な立場の交流や対話を生み出して市政運営に生かす『新たな共創・協働』</li> <li>● 市議会が、市民とともに議会の権能を十分に発揮できる庁舎</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>4</b></p> <p style="text-align: center;">コンパクト＋ネットワーク型 の庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来の仕事の仕方や組織体制を見直した『行政機能の適切な配置』</li> <li>● 部局の枠組みを超えた職員間・組織間の繋がりが一層深まり、市内各所の『行政機関を生かし支える』庁舎</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>5</b></p> <p style="text-align: center;">新たな時代のオフィスの モデルとなる庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新しい働き方の導入を進め、健康経営を実践する『常に一步先を行くオフィス』</li> <li>● ICT、AI 等の最新技術を活用した、効率的な行政サービスと洗練されたスペース</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>6</b></p> <p style="text-align: center;">リスクに備える庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時における拠点施設としての『災害対応力を発揮』できる庁舎</li> <li>● 個人や行政の情報を守る高度なセキュリティ、防犯面を含めた物理的なセキュリティの確保</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>7</b></p> <p style="text-align: center;">世代を超えて 受け継がれていく庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁舎内の配置を自由に変更できる『フレキシブル（柔軟に応用がきく）な設計』</li> <li>● ゼロエネルギービル（ZEB）に代表される、環境にやさしく、持続可能性の高い、将来の市民も誇りを持てる庁舎</li> </ul>

## (4) 建設場所

現在地（松本市丸の内<sup>\*4</sup>）

### （建設場所の選定理由）

- 現庁舎がここに建っているという事実に加え、現庁舎の敷地において、国の旧基準や近年の他市事例に基づいて試算した最大規模の建物が概ね建設可能であること。
- 現地建替えを求める市民等の声の他に意見のあった4つの地点（深志2丁目交差点付近、合同庁舎付近、南松本駅付近、平田駅西側）は、都市計画との整合性や市有地の有無等の状況から建設が困難であること。
- 松本市のまちづくりを見据えた時に、市役所の位置としてふさわしいこと。

<sup>\*4</sup> 見直しにより、現在の本庁舎側敷地には建設せず、東庁舎側敷地のみを新庁舎敷地として建設することから、現在3番7号としている住所（住居表示）が変わる可能性があります。新庁舎の玄関位置を基に街区符号及び住居番号を付番します。

## (庁舎位置としてのふさわしさ)

- 松本市の「まちづくり」との整合  
「松本城を中心としたまちづくり」、「都市計画マスターplan」、「立地適正化計画」等、従来から進める松本のまちづくりや市政運営の方針等と整合を保てること。
- 市役所の位置としての適性

歴史性・将来性	過去・現在・未来において、松本の政治・経済・文化の中心地で、市役所所在地としても広く認知されており、将来にわたり松本市の中核的エリアです。
利便性	交通アクセスが確保されています。また、他の官公署との中心的な場所に位置しており、連携を図る際にも特段の支障がありません。
実現性・実用性	法令上の制約や土地利用計画を変更せず建設が可能です。また、直下に活断層が確認されていません。ただし、中心市街地の特性として、十分な防震対策は必要になります。
経済性	新たに大規模な用地を取得せずに建設が可能です。また、民間資金の活用を図ることのできる可能性のある場所です。

## (5) 新庁舎建設に当たっての基本姿勢

新庁舎の建設に当たっては、次の基本姿勢で取り組みます。

- ✧ 現庁舎の抱える様々な問題に対して、ハコ(ハード)だけではなく、知恵(ソフト)を出して問題の解決に当たります。
- ✧ 市役所庁舎をまちづくりの核の一つと捉え、市民感覚、民間感覚に加え、将来世代の視点で考え、未来志向型の庁舎を目指します。
- ✧ 創る過程を市民と共有しながら、事業を進めます。

## 4 市役所庁舎の役割

市役所庁舎は、市民生活を守り支える行政活動の拠点として普遍的な役割を担うとともに、「社会教育の拠点」としてのMウイング、「知の拠点」としての中央図書館、「地域の歴史を物語る拠点」としての基幹博物館、「文化の拠点」としての芸術館・美術館、そして、「ＩＣＴビジネスの拠点」としてのザザンガクなどの松本城を中心に近在する都市機能群と機能を補完し合いながら、“ひと”や“まち”を結ぶ役割を担います。

- 新庁舎は、市民生活に関わる公共サービスを提供する最大の拠点であり、「地方行政・地方自治を推進する場」であることを基本的役割として担います。
- 新庁舎は、大規模災害時などにおいて、様々な情報を収集し、迅速かつ適切な対応をする司令塔となり、市民を守る「危機管理・防災拠点」として役割を果たします。
- 新庁舎は、企業、大学、近隣自治体、そして市民の皆様など、多種多様な立場の人々と共に、多様化し、複雑化する社会に対し、「新しい価値を創造する場」として役割を担います。

## 5 まちづくりにおける役割

現在の庁舎は、松本の都市計画を「松本城を中心に考え」現在地に建設されました。

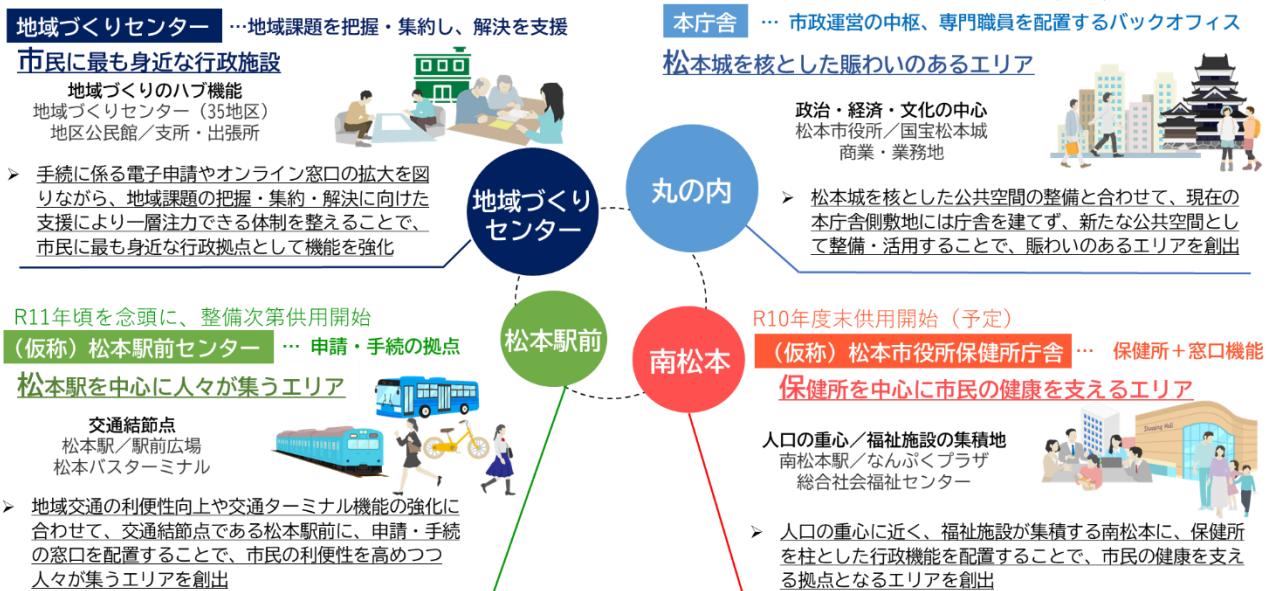
歴史の蓄積を受け継ぐ松本城を核とした新たな公共空間の整備と連動させながら、新庁舎も引き続き、松本を象徴する松本城と共に立地を生かし、市民の皆様が誇りと身近さを感じられる庁舎を整備することで、「いいまち・松本」のまちづくりを担います。

加えて、まちづくりと関連事業の進展を見据えて行政機能の再配置を行い、市内のどの窓口でも、質の高い行政サービスを提供する「市民に身近な市役所づくり」に取り組みます。交通結節点における松本駅前においては、申請・手続の拠点機能を設置し、地域交通の利便性向上や交通ターミナル機能の強化に合わせて、市民の利便性を高めつつ人々が集うエリアを創出するとともに、人口重心に近く福祉施設が集積する南松本には、保健所を柱とした行政機能を配置することで、市民の健康を支える拠点となるエリアを創出します。

- 新庁舎は、市民の誇りである松本城と共に立地を生かし、ハード・ソフト両面で「いいまち・松本」の「まちづくりの重要な拠点」としての役割を担います。
- 庁舎の整備を、松本城を核としたにぎわいのあるエリアの創出や、民間事業者の事業展開を引き出すきっかけにつなげることで、まち全体の活性化につなげます。

## 【参考】「市民に身近な市役所づくり」と、各行政機能の整備

「市民に身近な市役所づくり」の考え方の下、本庁舎（現東庁舎敷地に配置）の整備により新たな公共空間を創出するとともに、（仮称）保健所庁舎や（仮称）松本駅前センターの整備を通じてパブリックマインドを持つ民間事業者の事業展開を引き出し、公民連携の取組みを推進して、まち全体の活性化につなげます。



## 6 上位・関連計画の整理

松本市の上位・関連計画を確認し、新庁舎の建設において配慮すべきポイントを整理します。

### ■ 松本市総合計画（基本構想 2030・第 11 次基本計画）【R3 年 8 月策定】

#### <デジタル市役所の実現>

- ・インターネットを活用して 24 時間 365 日手続きができる行政手続きのオンライン化と、市民に必要な情報を届ける PUSH 型行政への挑戦など住民サービスのデジタル化
- ・新しい働き方やスタイルに合った、テレワークの常態化。また、そのために必要な ICT 環境や制度面の整備

#### <市有施設の脱炭素化の推進>

- ・市有施設の新築等の際は、ZEB 化の検討を行います。

#### <高品質な行政サービスの提供>

- ・デジタル化や新たな働き方、リスク分散に対応する質の高い行政サービスの提供を目指します。

### ■ 松本市行政行動指針【R3 年 9 月策定】

#### <デジタル市役所への変革>

- ・市民のニーズに応じて行政サービスのオンライン化を進め、市民が、行政サービスの利用方法を選択できる環境を整えます。
- ・テレワークやリモートサービスなどを積極的に活用することで、時間や場所にとらわれず行政機能を発揮できるネットワーク型市役所を構築します。

#### <民間活力の活用>

- ・施設の整備や運営のあり方を見直し、PPP を積極的に推進するなど、民間のノウハウや資金を導入してサービス水準の向上と財政負担の軽減を図ります。

#### <広聴・相談機能の充実>

- ・本庁舎で実施している専門相談などを、市民に身近な地域拠点などでも実施します。Web 会議ツールを活用するなど、新しい相談窓口を構築します。

### ■ 松本市都市計画マスタープラン【R4 年 3 月策定】

#### <松本市が目指す都市構造の基本的な考え方>

- ・コンパクトで利便性の高い市街地形成と、市内の複数の拠点的なエリアが相互に連携する「集約型都市構造」の実現を目指します。

#### <土地利用方針>（都市型複合業務地区）

- ・官公庁施設や業務施設が集積する松本駅周辺の都市機能誘導区域を「都市型複合業務地区」として位置付け、各種業務施設と都市型住宅から構成される高密度な土地利用の形成を進めます。

#### <まちづくりの方針>

- ・松本広域都市圏の中心拠点として多様な高次都市機能を集約し、利便性が高く、また文化を楽しめるまちを目指します。

## ■松本市立地適正化計画

### <都市機能誘導区域の設定範囲>

- ・都市中心拠点（中心市街地）：松本城～あがたの森～松本駅を中心とする344haは、都市機能誘導区域の都市中心拠点に位置付けられており、市域や都市圏全体の核となる高次の施設等を維持・誘導する。
- ・誘導施設（行政）：主要な行政施設（市役所本庁舎）

## ■松本市総合交通戦略（松本市次世代交通政策実行計画）【R3年9月策定】

### <基本理念>

- ・「車を優先した社会」の転換
- ・歩行者・自転車・公共交通の優先
- ・エコで快適な移動により人が集う「交通のまちづくり」

### <地域拠点のまちづくり>

- ・主要な鉄道駅やバス停周辺は、地域拠点として生活サービス施設の誘導、充実を図り、拠点性の高い施設の維持誘導を行うことで、誰もが安心して生活できるまちを目指します。

### <都市計画道路>

- ・将来の道路交通状況や土地利用を見据え、既存道路を有効活用した効率的・効果的な道路整備を行うため、計画の決定や変更を行います。

## ■松本市公共施設再配置計画

### <庁舎・支所における再配置方針>

- ・老朽化の著しい市役所本庁舎建替えを推進しつつ、各支所などの施設について、周辺施設を併設した集約化や建替えによる集約化を進める。  
(市役所本庁舎：建替え、大手事務所・まつもと情報創造館：用途見直し)

## ■松本市耐震改修促進計画（第3期）【R3年4月策定】

- ・市有施設について、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する耐震不適格建築物に関し、重点的に耐震化を進める。
- ・市有施設のうち災害拠点施設等の令和7年における耐震化率の目標は、100%とする。

## ■松本市地域防災計画【R6年3月一部修正】

### <災害予防計画>

- ・非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置などを図る。
- ・防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保などに努める。

## ■松本市業務継続計画<震災編>

### <施設の安全対策における対策>

- ・停電時に業務を継続するために、市災害対策本部を置く市役所庁舎に非常用発電機を整備することを検討
- ・本庁舎における非常時に最低限必要な電力の基本的な考え方
  - ・電話設備、コンピュータシステムは全稼働、パソコン端末は職員の半数程度分、プリンターは各課1台、コピーは各階1台程度が稼働
  - ・コンピュータシステムの関連機器は原則全稼働
  - ・照明は、各階の廊下や事務室に必要な最低限の照明を確保
  - ・動力は、コンピュータシステムの冷却用の空調電源や、庁舎の給水ポンプに供給
- ・断水した場合に備え、飲料水やトイレの確保について検討

### <コンピュータシステムの安全対策における対策>

- ・まつもと情報創造館と防災上重要な拠点施設間との通信回線の強化を検討

### <通信手段の確保及び災害情報の収集における対策>

- ・市民からの問い合わせなどに対応するため、電話回線及び専用電話機の増設を検討
- ・非常時優先電話を増設

### <非常時における職員の対応における対策>

- ・3日分を目安に職員用の食糧、簡易トイレなどの備蓄について検討。これに伴う備蓄場所の確保について検討
- ・職員の健康を確保するために、交代勤務の実施や睡眠時間・場所の確保、毛布や医薬品の備蓄、また、協定による物品の確保などについて検討

## ■松本市景観計画（歴史的景観区域（お城地区））【R5年3月策定】

### <景観形成方針>

- ・街路樹の緑と調和した、風格と賑わいのある街路景観を形成するとともに、行き交う人々が集う滞留空間を形成するため、色彩、意匠形態等による景観誘導を目指します。
- ・北アルプス、美ヶ原高原の良好な東西の眺望景観を保全するとともに、松本城南側の都市景観を形成するため、本市の商業や金融の中心地として、明治、大正、昭和、平成そして現在に至る街が形成されてきた経緯を踏まえながら、建築物等の高さ・色彩や屋外広告物等を制限することにより、賑わいと風格のある景観を育成します。



### <景観事前協議>

- ・目指すべき松本の景観の創造に繋げるため、松本市景観条例に基づく景観事前協議を行うことを義務付け、計画変更が可能な早い段階から景観への配慮を確認します。

## ■松本市景観計画デザインガイドライン お城地区（重点地区）編【R5年3月策定】

### <高さ・配置>

- ・山並みの眺望景観を阻害しないように、地域特性を考慮した高さとする。
- ・道路や公園等の公共空間に面する場において、周囲の景観形成に貢献する空間を確保する。
- ・前面道路からできる限り後退し、道路沿いにゆとりの空間を作りだし、壁面性構成や沿道緑化のラインを周辺と合わせる。後退が困難な場合は、1階部分あるいは上層階部分のセットバック等の方法を採用する。
- ・ランドマーク等の眺望を阻害しないよう配置に配慮し、隣地との連携等を通じ空地を確保する。

### <形態意匠>

- ・周辺の建築物との相互関係の中で、建物のスカイラインの連續性や通りの統一感を確保する。
- ・和風のデザインを尊重し、城下町のイメージや歴史的なモチーフを活用する。
- ・広大な壁面では分節等意匠上の工夫や植栽を施し、道路から見て圧迫感を与えないようにする。

### <色彩・素材>

- ・彩度が低く、落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和に配慮する。
- ・長期にわたり、はく離や劣化が起こらず、時間経過と共にその良さや味わいが滲み出てくるものを用いる。

### <外構デザイン・敷地緑化>

- ・空地の20%以上の緑化に努め、建築物の周りを緑、花、水で演出する。

### <駐車場>

- ・立体駐車場の設置に際しては、周囲の景観を乱さぬよう、位置や外観の色彩、透過性と目隠し機能を両立させた外壁やルーバー等の設置等に配慮する。

## ■松本市歴史的風致維持向上計画（第2期）【R5年3月策定】

### <重点区域の考え方>

- ・松本城下町区域を中心とした地域を重点区域として設定し施策を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図ります。

## ■史跡松本城整備基本計画第1期(2023~2032)【R6年3月策定】

### <松本城およびその周辺整備計画>

- ・史跡外に残る城郭関係機構についても調査を進め、その保護と活用を図り、併せて歴史的景観の保全に努める。

### <三の丸地区(指定範囲外)活用のための整備>

- ・往時の松本城の痕跡が残る部分への人の流れの創出や、保存につなげるための周知（サイン整備等）が必要です。

## ■松本城三の丸地区整備基本方針

- ・三の丸一帯が「松本城内」であることを意識し、まち全体で歴史や文化を感じ、多世代が住まい、交流活性化による賑わいを創出する拠点として、多様な都市機能を備えた魅力あるまちづくりを進める。

## ■松本市緑の基本計画

### <中心市街地エリアの施策>

- ・経済・商業活動の中心である中心市街地では、市民や観光客が豊かな緑に恵まれていると感じられ、人々を引きつける場となる、水や緑を守り、増やします。

## ■緑のデザインマニュアル <緑のデザイン方針【公共施設】>

- ・地域の緑の拠点として、先導的に緑化を推進し、楽しめる空間をつくります。
- ・地域との調和を大切にして、施設を緑化します。

## ■松本まちなかグリーンインフラアクションプラン【R5年3月策定】

- ・壁面緑化や屋上緑化の公共施設での活用により、CO<sub>2</sub>を削減する都市緑化の取組みを推進します。

## ■経済・社会とつなぐ まつもと環境戦略（第4次松本市環境基本計画） 【R3年8月策定】

### <ゼロカーボンを目指した地域づくりの推進>

- ・「松本市役所エコオフィスプラン」に基づく公共施設の脱炭素化の推進
- ・再生可能エネルギー設備の導入、木質バイオマス熱利用設備の設置、エネルギー監視システム等の導入を進める。
- ・建物の新築・改修時の省エネ・高断熱化を進める。

### <環境負荷の低減に向けた交通体系の推進>

- ・テレワーク等の推進による自動車利用機会の削減を図る。

### <持続可能な農林業の推進>

- ・公共建築物等への地域材の積極的な利用を進める。

### <生物多様性の保全>

- ・開発、工事における環境や生態系に配慮した工法の選択により環境負荷の低減を図る。

### <緑化と美化の推進>

- ・公共施設の緑化を推進する。

## ■まつもとゼロカーボン実現計画【R4年8月策定】

### <公共施設への再生可能エネルギー率先導入の推進>

- ・PPAを活用する等、公共施設へ太陽光発電設備の更なる導入を進める。
- ・公共施設への木質バイオマスの熱利用や発電の設備導入を目指す。

### <公共施設の省エネルギー化の推進>

- ・LED照明、高効率給湯器、ヒートポンプ式の空調などの高効率機器及びBEMS等の導入を推進する。
- ・断熱性能の高いサッシの採用、壁・屋根に対する高断熱化を実施する。
- ・ZEBの導入可能性を検討し、積極的に公共施設のZEB化を推進する。

## ■松本市の公共建築物・公共土木工事等における地域材利用方針

### <公共建築物の整備における木材利用の推進>

- ・松本市が行う公共建築物の整備に当たっては、建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進する。ただし、災害応急対策活動に必要な施設等は、この限りでない。
- ・木造化が困難な場合でも可能な限り内装等の木質化を推進するものとする。
- ・松本市が公共建築物等に導入する備品・家具・調度品等は可能な限り木材製品とする。

### <公共土木工事等における木材利用の推進>

- ・松本市が行う公共土木工事等においては、関係法令等の特に配慮すべき事情がある場合を除き、設計図書に間伐材を含む木材の使用を明記することにより、公共土木工事等における木材の利用に積極的に取り組むものとする。

### <地域材利用の推進>

- ・松本市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、地域材における供給が困難である場合等の制約を受ける場合を除き、可能な限り地域材とする。
- ・松本市が行う公共建築物の整備等における地域材の使用に当たっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用するものとする。
- ・松本市が行う公共建築物の整備における地域材の使用に当たっては、素材供給段階における产地証明書を添付させ、地域材であることを竣工検査時に確認するものとする。

## ■DX・デジタル化推進に関する骨太の方針【R7年4月更新】

### <目指す姿>

- 「デジタルシティ松本」のシンカは、次のビジョンの実現を目指す。
- ・デジタルで大都市並みに仕事ができ豊かに暮らせるまち
  - ・デジタルのフィールドで新しい自分に挑戦できるまち
  - ・デジタルでタイムリーに結ばれた便利で快適なまち
  - ・デジタルで好奇心をくすぐり未来を育むまち
  - ・デジタルで人と情報がまもられる心安らぐまち

### <共有する価値と実現に向けた取組み>

シンカが生む価値を市民・事業者・行政の三者で共有し、市はタスクリストに定めた具体的な取組みを進める。

- ・いつでも、かんたんに：市役所の変化  
(自治体システム標準化・共通化、オンライン窓口システム導入等)
- ・仕事や暮らしがより良く：働き方の変化  
(庁内ネットワーク再調達、生成AI活用等)
- ・便利なサービスが生まれる：データから新たな取組みを誘発  
(市ホームページによる情報発信強化、電子クーポンシステム運用等)
- ・可能性を引き出す：学びの変化  
(オンライン国際交流、地域女性活躍推進)
- ・活躍の場が広がる：イノベーション・エコシステム  
(民間企業との共創促進、地元企業デジタル化推進)
- ・誰もが恩恵を受けられる：デジタル格差対策  
(デジタル活用支援、CATV設備等老朽化対策)
- ・安心が高まる：セキュリティ対策  
(情報創造館庁舎設備更新、社会保障・税番号制度システム整備)

## ■松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針

### <建物・施設の運動の方向>

- ・不特定多数の人が利用する建物や施設を整備する際は、ユニバーサルデザインを常に意識して、設計、施工、管理運営を行い、障がいのある人、高齢者、外国人など、誰もが利用しやすい環境づくりを目指します。

## 7 庁舎に関する国の指針等の整理

### ■防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン

#### <建築計画>

- ・大地震時に施設に求められる機能を維持・継続させるために必要な規模の室、設備等を確保し、機能継続のために必要な対策を講じること。
- ・大地震時の緊急対応を行う活動拠点室等は、エレベーターが停止した際のアクセスや浸水可能性を考慮した上で、機能継続上の影響ができるだけ小さい階に配置することが望ましい。

#### <構造体の耐震設計>

- ・大地震時に機能継続に支障となる損傷を防止するため、構造体の変形ができるだけ抑えることが望ましい。
- ・強度、剛性等のばらつきや解析精度に起因する変動に対して設計の信頼性を高めるとともに、構造計算で直接想定しない事象に対しても一定の安全性を確保するため、余力の確保を考慮した設計とする。
- ・基礎は、大地震時に機能継続上支障となる損傷、沈下、傾斜を生じないものとする。

#### <非構造体の耐震設計・建築設備の耐震設計>

- ・大地震時の構造体の変形に対して追従するとともに、大地震時の水平・鉛直方向の地震力に対し、必要な安全性及び機能継続性を確保する。
- ・局所的な力の集中や共振による応答増幅を考慮して、余裕を確保した設計とする。

#### <ライフラインの途絶等に対応した建築設備の機能確保>

- ・ライフライン（電力、ガス、上下水道等）の途絶時における機能継続、円滑な復旧を実現するため、エネルギー源・水源の確保、仮設設備・補給への対応性の向上等の対策を講ずる。
- ・想定を超えた災害や、想定外の故障等が発生した際にもある程度の対応性を発揮できるよう、建築設備システムの並列冗長化・分散化を基本とする。
- ・一部の不具合が全体的な機能喪失に波及しにくい構成とすること。
- ・代替設備の導入が容易な構成とすること等を考慮する。
- ・平常時に使用する設備が非常時の対象建築物の機能継続のために活用できることが望ましい。

### ■業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針

#### <基幹設備機能>

- ・電力、通信・情報、給水・排水、空調、エレベーター等に係る基幹設備機能を確保する。
- ・発災後の人命と身体の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な基幹設備機能を相当期間継続できるものとする。
- ・必要な基幹設備機能を発揮できない場合を想定し、代替手段を考慮する。
- ・発災後も機能する必要のある設備機器、配管等は、他からの波及被害を受けにくいよう配慮する。

#### <非常時優先業務を行う諸室や廊下・階段などにおける機能>

- ・二次被害（火災・水損・漏電等）の被害を防止するための措置を講ずる。
- ・機密性に応じた必要なセキュリティを確保する。

## ■官庁施設の総合耐震、対津波計画基準

- ・庁舎が、広域災害発生時の指揮、情報伝達の拠点となることを考慮し、当該基準に基づく耐震安全性を確保します。＊ 詳細後述（VII「構造計画」）

## ■大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き【R5年5月策定】

### <被害状況の想定>

- ・大規模災害発生時の、本庁等の施設及びその周辺の被害状況（倒壊、浸水、什器の転倒、火災の延焼、備蓄場所の被害状況、庁舎内の各設備の機能支障等）を具体的に想定する。

### <必要資源の確保>

- ・非常時優先業務の実施に必要な資源の確保状況を確認し、対策内容や担当部署、目標時期等を定める。  
＊ 必要資源に関する分析と対策（抜粋）
- ・庁舎の耐震補強・改築等に優先的に着手
- ・ガラスの落下・飛散防止対策の実施
- ・非常用発電機の購入、燃料の備蓄等による非常用の電力の確保
- ・簡易トイレ・携帯トイレ等の備蓄

## II. 新庁舎のあり方・導入機能

### 1 市民意見の把握

新庁舎のあり方・導入機能の検討に当たっては、新庁舎建設に関する市民意見を把握するため、市民と有識者で組織される「松本市新庁舎建設市民懇話会」において、委員からのプレゼンテーションや事業者の専門的知見に基づく説明を受けるとともに、市民ワークショップを実施して様々な提言をいただきました。

加えて、機会を捉え市民説明会を開催し、市民意見を丁寧に聴取して検討を重ねてきました。

#### ■ 市民懇話会

##### ○ 基本構想策定

開催日	内容
第1回（29.10.28）	○ これまでの検討経過などの確認（キックオフ）
第2回（29.12.17）	○ 委員間の意見交換
第3回（30.2.24）	○ 新庁舎のコンセプトに繋がるキーワードについて協議
第4回（30.5.19）	○ 基本構想骨子（案）について協議

##### ○ 基本計画策定

開催日	内容
第5回（30.12.15）	○ 新庁舎建設基本計画の進め方について ○ 官公庁における働き方（オフィス）の変遷 【事業者説明】
第6回（31.2.16）	○ 構想と計画を新庁舎の設計に繋げる検討について 【委員提言】 ○ 自治体に求められる施設のセキュリティ対策 【委員提言】 ○ ゼロエネルギービル（ZEB）について 【事業者説明】
第7回（元.5.25）	○ 「松本」を活かす～都市機能と環境から考える新庁舎～【委員提言】 ○ 楽都・松本は楽しい 新庁舎建設に望むこと 【委員提言】 ○ 民間活力（PPP／PFI）導入検討について 【事業者説明】
第8回（元.6.29）	○ 松本市新庁舎建設における合理的配慮 【委員提言】 ○ 場の創造プロジェクトのプロセスについて 【委員提言】 ○ 基本計画の検討状況について（市民懇話会における提言などの整理）
第9回（元.8.2）	○ 基本計画の検討状況について（あり方・導入機能への意見の反映）
第10回（元.9.28）	○ 基本計画骨子（案）について ○ 基本計画の検討状況について（あり方・導入機能への意見の反映）
第11回（元.12.8）	○ 基本計画（案）について

#### ■ パブリックコメント

実施期間	内容	件数
30.4.25～30.5.24	○ 基本構想骨子（案）	26件
元.11.20～元.12.19	○ 基本計画（案）	53件
7.9.30～7.10.29	○ 基本計画改定版（案）	192件

## ■ 市民ワークショップ

### ○ 基本構想策定に係るワークショップ

開催日	開催場所	内容	参加人数
第1回（30.1.27）	松本市役所	○ どのような新庁舎を建てるべきか	35人
第2回（30.2.7）	同上	○ 新庁舎のメインコンセプトとサブコンセプト	36人

\* フューチャーデザインの手法により実施

### ○ 基本計画策定に係るワークショップ

開催日	開催場所	内容	参加人数
第3回（31.2.2）	大手公民館	○ 市民の皆さんを利用する新庁舎のイメージ	17人
第4回（31.2.16）	同上	○ 「松本市らしい」庁舎のあり方・イメージ	11人
第5回（31.3.2）	同上	* 各回同一内容	14人

## ■ 市民説明会

### ○ 基本構想策定に係る市民説明会

開催日	開催場所	内容	参加人数
第1回（30.5.9）	松南地区公民館	○ 基本構想骨子（案）について	9人
第2回（30.5.12）	Mウイング	* 各回同一内容	16人

### ○ 基本計画策定に係る市民説明会

開催日	開催場所	内容	参加人数
第3回（31.1.24）	安曇支所		17人
第4回（31.2.5）	芳川公民館	○ 基本構想について * 各回同一内容	15人
第5回（31.2.12）	島内公民館		20人
第6回（31.2.13）	浅間温泉文化センター		16人
第7回（元.7.24）	波田公民館		11人
第8回（元.7.25）	神林公民館	○ 基本計画の検討状況について (市民意見の聴取・反映について)	14人
第9回（元.7.26）	勤労者福祉センター	* 各回同一内容	15人
第10回（元.8.4）	松本市役所		12人
第11回（元.9.26）	松南地区公民館		8人
第12回（元.9.28）	松本市役所		22人
第13回（元.9.30）	岡田公民館	○ 基本計画骨子（案）について * 各回同一内容	11人
第14回（元.10.2）	梓川公民館		13人
第15回（元.10.4）	勤労者福祉センター		26人
第16回（元.10.9）	里山辺公民館		22人
第17回（元.12.5）	松本市役所	○ 基本計画（案）について * 各回同一内容	18人
第18回（元.12.8）	勤労者福祉センター		20人

## ○ 基本計画改定版策定に係る市民説明会

開催日	開催場所	内容	参加人数
第19回 (7.10.20)	松南地区公民館	○ 基本計画改定版（案）について * 各回同一内容	11人
第20回 (7.10.21)	波田地区公民館		5人
第21回 (7.10.22)	岡田地区公民館		7人
第22回 (7.10.25)	イオンモール松本		64人

## 2 あり方・導入機能

基本構想に示す7つの基本的な考え方を実現するための、新庁舎のあり方・導入機能を以下に示します。

### (1) 分かりやすさ・使いやすさを実感できる庁舎

#### ● ユニバーサルデザインと障がい者への合理的配慮

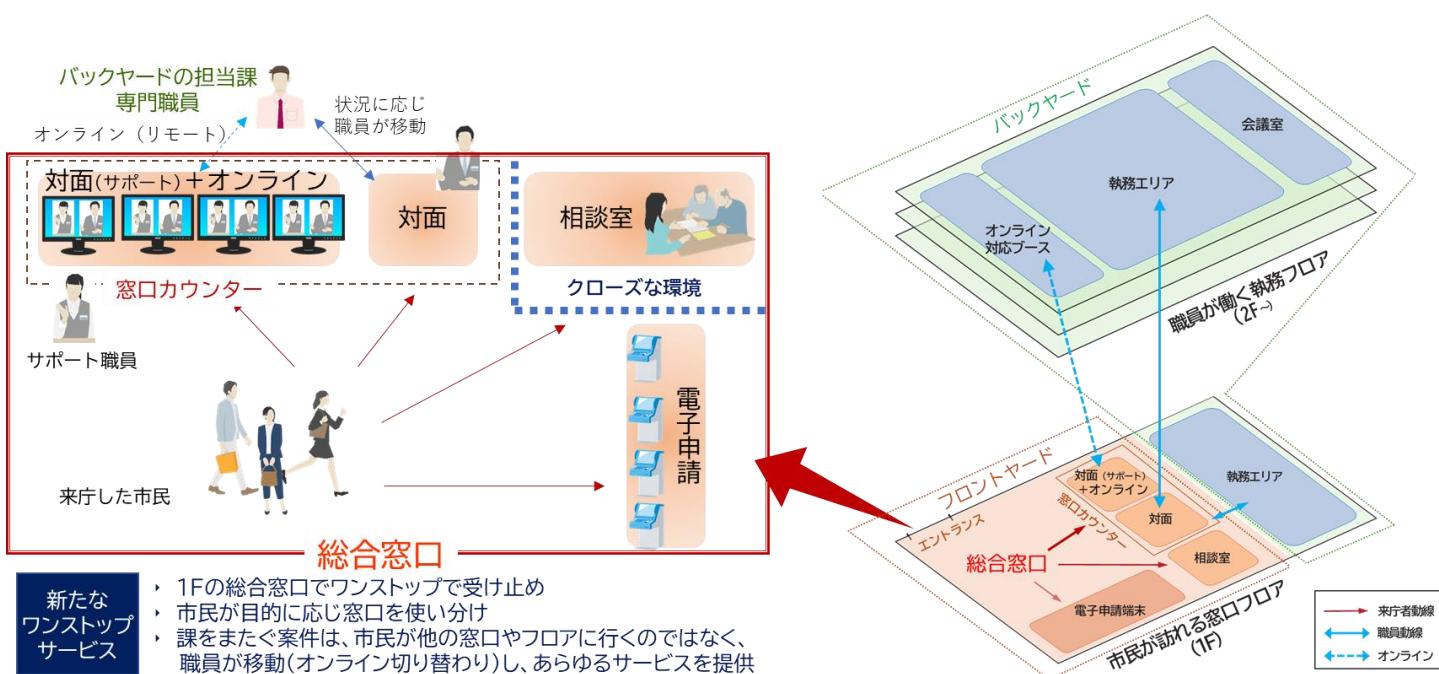
障がい者への合理的配慮の実現を含め、誰もが特別扱いされることなく利用できるデザインであるユニバーサルデザインを実践します。

#### ● 新たなワンストップサービスの導入

市民や事業者が利用する機能を1階に集約し、総合窓口を設置します。

総合窓口では、手続や相談等、目的に応じて、「対面」、「対面+オンライン」、「電子申請」など、使い分けができるよう必要な機能を効率的に配置します。その上で、市民や事業者は、移動することなく、職員が出向き、又はオンラインで対応することで、あらゆるサービスをワンストップで提供する、新たなワンストップサービスを構築します。

新たなワンストップサービスのイメージ



## 【参考】窓口機能の整備について

- 前提として、スマートフォンやPCなどの情報端末等で、自宅や職場などから手続や相談をオンラインで行える仕組みを構築します。
- その上で、市民のニーズやご希望にお応えするため、地域づくりセンターや各庁舎に、対面サポート付きのオンライン窓口や専門職員による対面窓口を設置します。

### 【想定する利用者】

ご自身でアクセスして手続ができる方



### 情報端末等からの手続・相談

自宅  
職場、等



デジタルツールの利用にサポートを必要とされる方



### 対面サポート オンライン窓口

地域づくりセンター  
本庁舎、等



対面をご希望される方



### 専門職員による 対面窓口

#### 第1章 背景・取組意義

#### 改革のコンセプト

##### ①住民との接点の多様化・充実化

###### 住民の希望に沿った窓口の実現

原則オンライン、  
窓口手続は最小限

丁寧な窓口対応を  
希望する住民に  
寄り添える体制の構築

##### ②データ対応の徹底で窓口業務等を改善

###### 職員の時間を生み出す業務フロー

フロントヤード↔  
バックヤードの  
データ連携強化

データ利活用による  
窓口業務の改善・  
企画立案業務の充実

##### ③庁舎空間は、 単なる手続の場所から 多様な主体との協働の場へ

## 自治体フロントヤード改革が目指すもの

### A 自宅で

- 来庁せずにスマートフォンからオンライン申請（マイナンバーカードで本人確認）
- 来庁する時も自宅で簡単予約
- 手続案内システムで必要な手続や書類などを確認



### B 近場で

- リモート窓口を活用し、行政手続（オンライン申請）をサポート
- 本庁職員とリモート相談も
- コンビニなどのキオスク端末で証明書を発行



### C 庁舎で



#### 住民スペースの拡大

住民が集う協働の場  
行きたい場所へ

- 手続のための記載台・専用カウンターを削減
- 業務の効率化・人的配置の最適化により、職員の時間を確保

→相談・交流や企画立案等  
きめ細やかな対応へ

#### 丁寧な相談対応



紙ではなくデータ対応・  
標準化後の基幹業務システム  
とのデータ連携

#### 人手を介さない業務フローの実現・ バックヤードの集約化

処理状況をデータで見える化  
・BIツールで分析

窓口業務改善のための  
データ利活用



### マイナンバーカードの利活用シーンの拡大でさらに接点を充実化

(例) 地域公共交通における利用

出典：総務省「自治体フロントヤード改革推進手順書 概要（令和7年5月30日）」より  
国も令和2年の「自治体DX推進計画」策定以降、自治体によるフロントヤード改革を積極的に推奨しています。住民と自治体の接点である「フロントヤード」でのデジタル技術活用による住民サービス向上を奨励する方針が示されるとともに、令和6年6月の閣議決定では「総合的なフロントヤード改革の促進」を重点政策として掲げています。

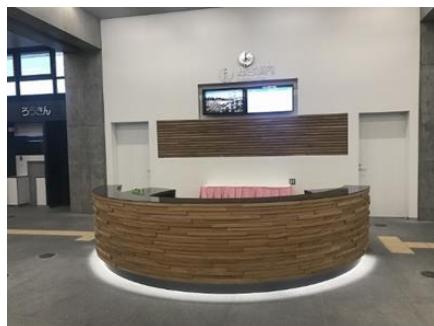
新庁舎建設基本計画（改定版）で掲げる「市民に身近な市役所づくり」は、国が示すこれらの動きに沿って、将来に渡り使い続ける庁舎となるよう取り組むものです。

## ● 視認性の高い窓口配置

来庁者が手続きを行う窓口フロアは、目的の窓口を一目で確認できるよう、見通しのよい大空間とします。



視認性の高い窓口



総合案内

## ● 使いやすい窓口カウンター

子ども連れの方や車いすの方など、来庁者に応じたカウンターを設置します。また、プライバシーに配慮が必要な窓口には、衝立のあるカウンターを導入します。



プライバシーに配慮した窓口カウンター

## ● プライバシーに配慮した相談室

税や福祉分野など、特にプライバシーへの配慮が求められる窓口には、相談室を設置します。設置に際しては、人目に触れにくい場所にするなど、ゾーニングにも配慮します。



相談室

## ● 待合スペースの充実

待合室や記載台周辺は、ゆとりのある広さを確保します。また、居心地の良い机・椅子の設置、情報案内機能の導入などにより、待ち時間を快適に過ごすことができる工夫をします。



待合スペース



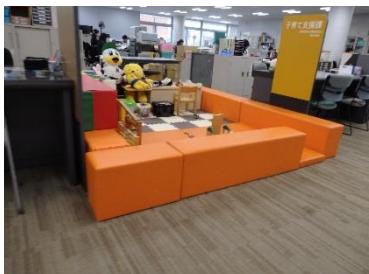
各種情報コーナー



ゆとりのある記載台スペース

## ● 子育て世代に配慮したスペース

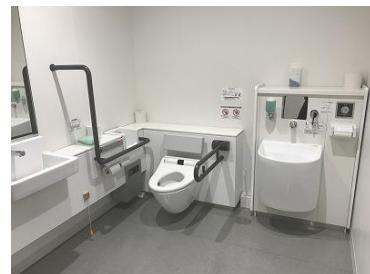
庁舎内の各所に、多目的トイレを設置するとともに、授乳室・ベビールーム・キッズコーナーなどのスペースを確保します。



キッズコーナー



ベビールーム



多目的トイレ

## ● 分かりやすい動線と案内サイン

初めて来庁する方でもスムーズに目的の場所に行くことができる、分かりやすい動線と案内表示を設置します。また、案内には、手続きの種類や目的とともに、目的別の色分けやピクトサイン<sup>\*5</sup>などを表示します。



点字と一体となったサイン(左:トイレ案内、右:手すり)



視覚障がい者などにも配慮した色分け

## ● フロントヤードとバックヤードの区分

来庁者が手続きなどのために訪れる窓口などのフロントヤードと、職員が執務を行うバックヤードを区分し、市民の分かりやすさと職員の働きやすさを両立します。また、バックヤードへの搬出入経路を別に確保します。

\*5 ピクトサイン：何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（マーク）のこと。文字による表現の代わりに視覚的な図で表現することで、言語の違いによる制約を受けずに情報の伝達を行うことができる。

- 駐車場・駐輪場からのスムーズな動線

駐車場・駐輪場やバス停などから庁舎への動線は、来庁者の安全性や雨・雪への対策などの快適性に配慮します。

また、敷地内の通路は、分かりやすく連続性のある移動経路とします。



屋根付きのプロムナード



屋根付きの車いす駐車場



車寄せ

## (2) 松本城と共に時を刻む庁舎

### ● 松本城・アルプスの眺望

国宝松本城と北アルプスを一望できる立地を生かし、眺望を楽しむことができるような施設、配置、ゾーニングを施します。



既存庁舎からの眺望（西側）



既存庁舎からの眺望（東側）

### ● 周辺と調和した景観の形成

松本城や松本城公園、堀、東西の山並みなど、松本を象徴する周辺の景観と調和しつつ、新たなシンボルとして、周辺の価値を更に高め、親しまれる景観を形成します。

### ● 新旧の融合する空間の創出

事業用地内外に残る松本城総堀や土塁を始めとした歴史的資産や取り巻く緑を可能な限り保全し、借景として生かしながら、新庁舎と一体的に整備することで、松本城などと連続性を感じさせる、松本にふさわしい新旧の融合する空間を創出します。

### ● 多目的に利用できる憩いの屋外空間

現在の本庁舎側敷地には庁舎を建てず、松本城を核とした公共空間の整備に合わせて、新たな公共空間として整備・利活用を図ることを基本的な方向性とし、景観形成や人々の交流、にぎわいの創出にも貢献する、多目的に利用できるゆとりある憩いの空間を庁舎の周りに設けます。

三の丸に位置し、歴史的登城ルートに面しているポテンシャルを踏まえ、今後、市民や民間事業者と広く考えを共有しながら具体的な検討を進めます。

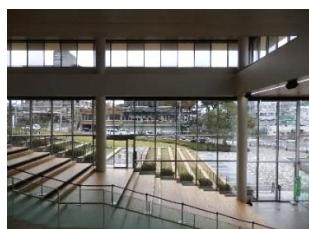


庁舎前の多目的広場（春日部市 HP）

### ● 癒しと安らぎの空間

屋外広場や敷地外周部は、花いっぱい運動発祥の地にふさわしい、花と緑の調和を図るとともに、豊かな湧水を活用することにより、「癒しと安らぎの空間づくり」を進めます。

なお、緑化に当たっては、メンテナンス性にも配慮します。



庁舎の内外が連続する空間

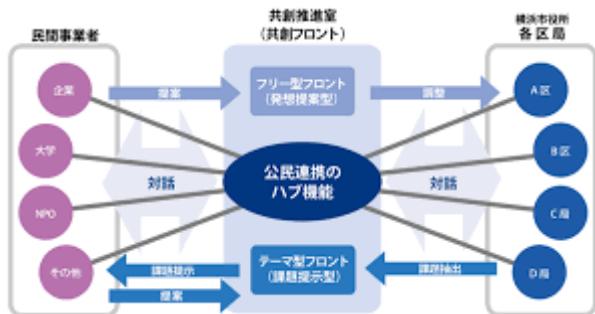


庁舎の前面広場

### (3) コミュニケーションが芽生える庁舎

#### ● オープンイノベーションを支える共創スペース

深刻化する超少子高齢化などの複雑な社会問題や、多様化する地域住民のニーズに応えるためには、民間企業や大学、他自治体などとの連携が必要です。そこで、庁内はもとより、企業や大学、他自治体とアイデアや知恵、技術を共有し協働することで新しい価値を生み出す「オープンイノベーション」の取組みを支える、共創スペースと共に設けます。



横浜市の共創フロント（横浜市HP）



コラボースペース（総務省HP）

#### ● 協働を育む交流スペース

市民を始め、多種多様な立場の人たちが集い、活動できるスペースを確保して、協働を育みます。

また、こうしたスペースが交流と対話を生み出す架け橋となるよう、待合やラウンジ、ギャラリーなどとしても利用します。

#### ● 開放的で明るい庁舎

市民が気軽に訪れることができる、開放的で明るく、親しみやすい庁舎とします。



開放的で明るい庁舎

### ● I C T環境の整備

来庁者がモバイル端末を利用して、気軽に市政情報などを収集できるよう、公衆無線L A Nを整備するとともに、共創スペースや交流スペースに必要なI C T環境を整備します。

なお、こうしたI C T環境は、災害時における情報収集などにおいても重要なインフラとなることを念頭において、整備します。

### ● 議会施設の適切な配置

議会施設については、一定の独立性を確保することを前提とした上で、効率性、セキュリティ、傍聴者の利用のしやすさなどを考慮し、行政と一体的に機能する集約された配置とします。

### ● 誰でも傍聴しやすい議場

議場は、議員、職員、傍聴者、それぞれの動線を区分するとともに、討議がしやすく、傍聴者が聞きやすい形式とし、必要な設備を整備します。

また、傍聴席の充実や車いす利用者の傍聴への配慮、子ども連れでも安心して傍聴できるモニタ付きの別室など、市民と議会の距離をより近づける工夫を検討し、誰でも傍聴しやすい議場とします。



車いす用の議場傍聴席



個室の傍聴席

### ● 議会施設のI C T化と環境の充実

議会活動におけるI C Tの更なる活用を踏まえ、高度な情報通信環境や視聴覚機能を整備するとともに、委員会室などの諸室を始め、議員控室や図書室など、環境の充実を図ります。

項目	検討事項
委員会室などの諸室	議会活動の充実を図るために必要な諸室を十分確保するとともに、各種会議の多様な規模に対応した柔軟に変更できるレイアウトとする。
議員控室	会派構成の変更にも柔軟に対応できる議員控室を整備するとともに、市民からの要望や意見の把握に必要な相談室などを設置する。
図書室	市政に関する調査・研究のための資料の収蔵を充実できる議会図書室を設置する。

### ● 議会施設の多目的利用

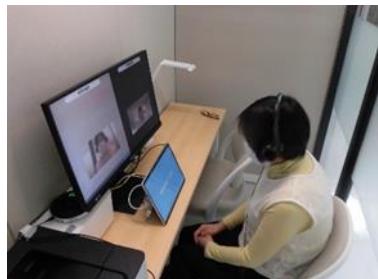
議会施設は、市民利用の可能性などを視野に入れ、多目的利用についても議会活動を妨げない範囲で対応ができるよう整備します。

## (4) コンパクト＋ネットワーク型の庁舎

### ● 身近な市民窓口を強化拡充

支所・出張所は、新庁舎建設後も地域の身近で大切な行政サービス窓口として継続していきます。

その上で、支所・出張所機能がない地域づくりセンターを含め、本庁舎等の各課の専門職員とつながるオンライン窓口を設置し、市民が身近な場所で各種手続や相談ができる体制を構築するとともに、地域づくりセンターの職員がより地域課題等に特化した対応できるようになることで、身近な市民窓口として、提供するサービスの充実を図ります。



オンライン窓口（松本市・先行実施の様子）

### ● デジタルファースト

デジタル手続法（デジタルファースト法<sup>\*6</sup>）に基づき、新庁舎建設の前段階から行政手続の電子化を積極的に推進します。また、あらゆる行政手続やサービスがオンラインで完結する未来を見据え、窓口の配置や規模は柔軟に変更できるようにします。

### ● ペーパーレス化の推進

文書管理の方式を現在の簿冊方式からファイリング方式に見直し、文書管理を徹底するとともに、保存している過去の紙文書の電子化を図ることにより文書量を削減して、限りある執務スペースなどを有効に活用します。

また、電子決裁を例外なく徹底するとともに、業務改善とペーパーレス化を推し進め、更なる効率化を図ります。



集密書架



ファイリングシステム（秋田市HP）



\*6 デジタルファースト法：「デジタル手続法」とも呼ばれ、行政手続きを原則として電子申請に統一するための法律

### ● 見通しのよい執務空間

部局間・職員間の連携を深めるために、新庁舎の執務空間は、できる限り柱や壁を少なくした見通しのよい大空間とします。



見通しのよい執務空間

### ● 各部局が連携しやすいゾーニング

部局間の連携を強めるため、関連性の高い部局を近接して配置するなど、効率的なゾーニングを行います。

### ● デジタル技術の活用による連携強化

市内各所の行政機関との連携を強化するため、テレビ会議やWeb会議システムを始め、デジタル技術を最大限に活用します。

また、従来の内線電話に代わる、ユニファイドコミュニケーション<sup>\*7</sup>の導入により、更なるコミュニケーションの活性化、業務の効率化を図ります。

---

\*7 ユニファイドコミュニケーション：電話やビデオ会議、チャットなど、様々な通信手段を統合することにより、情報共有の効率化を図るもの

## (5) 新たな時代のオフィスのモデルとなる庁舎

### ● ユニバーサルプランの採用

執務スペースの効率化と配置変更などへの柔軟性を確保するため、机や椅子、キャビネットなどの什器の規格やレイアウトを統一する、ユニバーサルプランを導入します。



ユニバーサルプランの執務室



ユニバーサルプランに対応する大型天板デスク  
(長崎市HP)

### ● ABW<sup>\*8</sup>による生産性の向上

職員同士の交流促進や生産性の向上を図るため、庁内での試行結果を踏まえ、職員が自席を持たず自由に働く場所を選択するフリーアドレスやグループアドレスなどを組織に導入します。

また、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことのできる、テレワークの更なる推進を図るとともに、市内各所にある現地機関をサテライトオフィスとして位置付け、事情に応じて、より身近なオフィスでの勤務が可能となるよう取組みを進めます。



フリーアドレスの執務室



上下昇降式の机



スタンディングデスク

松本市における「新しい働き方」の試行状況

### ● 執務室などのセキュリティ対策

執務室には、施錠可能な収納庫を設置し、文書などを適切に管理します。

また、配備されたノートパソコンや私物を収納するパーソナルロッカーなどを導入することで、帰庁時におけるクリーンデスク<sup>\*9</sup>の徹底を図ります。

セキュリティ確保や災害発生時の安全確保のため、廊下などの共用部にキャビネット類を設置しないよう、別に書庫や倉庫などの収納スペースを用意します。

### ● 健康に配慮したオフィス環境

建築環境評価システム「WELL Building Standard (WELL)<sup>\*10</sup>」の考え方などを取り入れ、シンプルで働きやすい執務環境とし、休憩スペースなどを適切に配置しながら健康を保持・増進する行動

\*8 ABW：アクティビティ・ベースド・ワーキングの略で、ノートパソコンなどのモバイルツールを駆使しながら、「時間」と「場所」を自由に選択できる働き方

\*9 クリーンデスク：机上や鍵のかからない引き出しなどに重要な書類を放置しないこと。クリアデスクとも呼ばれる。

\*10 WELL認証：空間のデザイン・構築・運用に「人間の健康」という視点を加え、より良い居住環境の創造を目指した評価システム

を促すことで、働く職員の心身の調和と活力を図り、一人ひとりがパフォーマンスを最大限発揮できる健康経営を実践します。

- **職員の多様性に配慮**

障がいなどのある職員を含め、誰もが使いやすく、働きやすい職場環境を整備します。

- **コミュニケーションを活性化するスペース**

会議室は、複数の室を隣接して配置するとともに、参加人数に応じて容易に広さを変えられる設えなど、面積効率の向上を図ります。

また、簡易な打合せ用のミーティングコーナーを廊下の一部に配置することにより、会議室利用頻度の低減や部局の枠組みを超えたインフォーマルなコミュニケーションの活性化を図ります。



主要動線に面したミーティングコーナー

- **ICTの活用による洗練されたスペースの確保**

仮想化技術を始め、最新のデジタル技術を活用した庁内インフラ環境を整備するとともに、持ち運び容易なモバイルパソコンやタブレット端末、大型モニターなどを最大限活用し、会議や打合せのペーパーレス化を推進することで、会議スペースの有効利用を図ります。

また、プリンターや複写機などのOA機器を始め消耗品類などの共用物品をフロア内の1カ所に集約配置することにより、執務スペースの効率化を図ります。

## (6) リスクに備える庁舎

### ● 災害対策本部機能の配置

市役所は、災害発生時において迅速に指揮・対応を担うことから、新庁舎には、新たに災害対策本部を置く災害対策本部員会議室や、災害対策に係る諸室・機能を整備します。また、関係部局と容易に連携できるよう、災害対策本部の周辺に関連性の高い部署を配置するゾーニングに配慮します。



災害対策本部員会議室



休憩室

### ● 事業継続性を重視した免震構造の採用

市役所庁舎は、地震などの災害発生時において、来庁者や職員の安全を確保することが求められます。また、災害対策本部としての迅速な指揮・対応や行政機能の維持・継続を図らなくてはならないため、災害対策本部機能を配置する新庁舎（Ⅰ期）には免震構造を採用します（別途「構造計画の検討」で詳述）。

### ● 浸水対策を考慮した階層構成

新庁舎の建設地は、100年に1回の確率の降雨において「0.5m未満」、1,000年に1回の確率の降雨において「0.5m以上3m未満」の浸水が想定されている（松本市防災マップ（2024年作成））ことから、主要な設備機器類は想定浸水深以上の階に設置するとともに、1階については必要な浸水対策を施します。

### ● ライフライン途絶対策

国土交通省の「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（平成30年）」などを参考に、ライフライン途絶時においても、災害対策本部の機能を維持するために必要な電力・給排水・空調などが確保できる庁舎とするとともに、昨今の災害時の状況などを鑑み、特に電力については、1週間程度の停電を想定し、必要な対策を講じます。

あわせて、通信回線の多重化や衛星通信によるインターネット利用、無停電電源装置の設置などにより情報通信機能の維持を図ります。

項目	「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の記載（抜粋）
電 力	保安負荷電源（非常用発電機）、防災用燃料の備蓄、間欠運転に耐える回路構成、系統電源供給の多重化、外部電源車の接続・可搬型発電機等の活用、中圧管ガス供給によるコーデネレーション <sup>*11</sup> の常用・非常用共用の発電設備 等
上下水道	防災用井戸の活用等水源の多様化、機能維持に必要な負荷の低減（節水化）、備蓄品・代替品の活用（給水車の接続、携帯トイレの備蓄等） 等

\*11 コージェネレーション：発電と発熱を同時にを行いエネルギー供給するシステム

空 調	電力を用いない通風・換気、パッシブデザイン <sup>*12</sup> の導入、備蓄品・代替品の活用（可搬式送風機・ヒーター等） 等
-----	---

### ● 高度なセキュリティの確保

多くの市民が訪れ、また、市民の皆様の大切な個人情報を取り扱っている市役所において、セキュリティ対策は大変重要です。そこで、来庁者が手続き等に訪れる窓口などのフロントヤードと、職員が執務を行うバックヤードを区分するとともに、適切なセキュリティ機能を設けることなどにより、安全・安心を確保します。

さらに、サイバー攻撃のリスクが増大する社会情勢を踏まえ、システム上の情報漏えい対策などを含め、高度な情報保護機能を備えた庁舎とします。



カードキーによるセキュリティ



シャッターによる管理区画

---

<sup>\*12</sup> パッシブデザイン：エアコンなどの機械をできるだけ使わず、太陽の光、熱、風などの「自然エネルギー」を最大限に活用・調節して、快適な環境を構築しようとする設計思想・設計手法

## (7) 世代を超えて受け継がれていく庁舎

### ● 健康寿命の長い庁舎

新庁舎を、健康的に、より長く利用するため、設備の増設・更新スペースの確保を始め、運用時の維持管理や更新性を考慮した庁舎とします。

### ● フレキシビリティの確保

社会情勢の変化や行政ニーズの多様化に伴い、今後も、臨時又は新規の事務事業が拡大されることが想定されます。そうした変容や組織改正などに柔軟に対応できる可変性に優れた庁舎とします。

### ● 自然素材の積極的な活用

地域の木材を庁舎の内外装に活用するとともに、その他の自然素材（エコマテリアル）にも目を向け、環境に配慮した持続可能な社会の構築に貢献する庁舎とします。



内装への木材活用

### ● ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）の実現

エネルギー負荷の抑制、自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの採用などにより、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建築物がZEBです。

新庁舎では、当面の目標（最低条件）をN e a r l y Z E B（基準建物の正味75%の省エネ）としつつ、供用開始後も創エネ・省エネに努め、ZEB（基準建物の正味100%の省エネ）の実現を目指した取組みを継続していきます。



庇やルーバーによる日射制御

## ● 環境負荷軽減のフラッグシップ

ZEBを始め省エネ技術の導入には、建設費（イニシャルコスト）は増加しますが、松本市は、「環境の保全及び創造」を推進する環境都市として、効果的な環境負荷の軽減を目指し、新庁舎をフラッグシップモデルとして、①熱負荷の低減、②再生可能エネルギーの活用、③省エネルギー・システムの視点で多様な環境負荷軽減技術を導入します。

項目		省エネ技術の活用例
熱負荷の低減		熱負荷を低減する配置計画等 外壁・屋根の断熱性能の確保、屋上緑化の検討、ペアガラスの採用、西面等へのLow-eガラス <sup>*13</sup> の検討、庇やルーバーによる日射制御等
再生可能エネルギーの活用	直接利用	自然採光が得やすい計画、自然通風を促進する室配置・ドラフト効果 <sup>*14</sup> 等
	間接利用	太陽光発電、太陽熱利用、雨水・井水利用、地中熱利用の検討、エコマテリアルの採用等
省エネルギー・システム		BEMS <sup>*15</sup> 、LED照明、昼光利用制御、人感センサー、タスク＆アンビエントシステム <sup>*16</sup> （照明・空調）、トップランナー変圧器 <sup>*17</sup> 、高効率空調、節水型器具、コーディネーションシステム等

## ● 新旧の融合する空間の創出（再掲）

「松本城と共に時を刻む庁舎」の実現に掲げる、新旧が融合する松本にふさわしい空間を創出することにより、市のシンボルとして、世代を超えて末永く愛される庁舎を目指します。

\*13 Low-eガラス：Low Emissivity（低放射）の略で、複層ガラスのうち、その内面部に特殊な金属膜を設けたもの

\*14 ドラフト効果：外部の冷たい空気を煙突に引き入れながら暖かい空気が上昇する現象（煙突効果）

\*15 BEMS：室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム（ビルエネルギー・マネジメントシステムの略）

\*16 タスク＆アンビエントシステム：省エネルギーと快適性を両立した、空調システムや照明システム

\*17 トップランナー変圧器：二酸化炭素の排出量を抑えるために、身近に使われている機器の省エネ性能を飛躍的に高めようとするプログラム

### III. 建設地の敷地条件

#### 1 現況及び周辺状況の整理

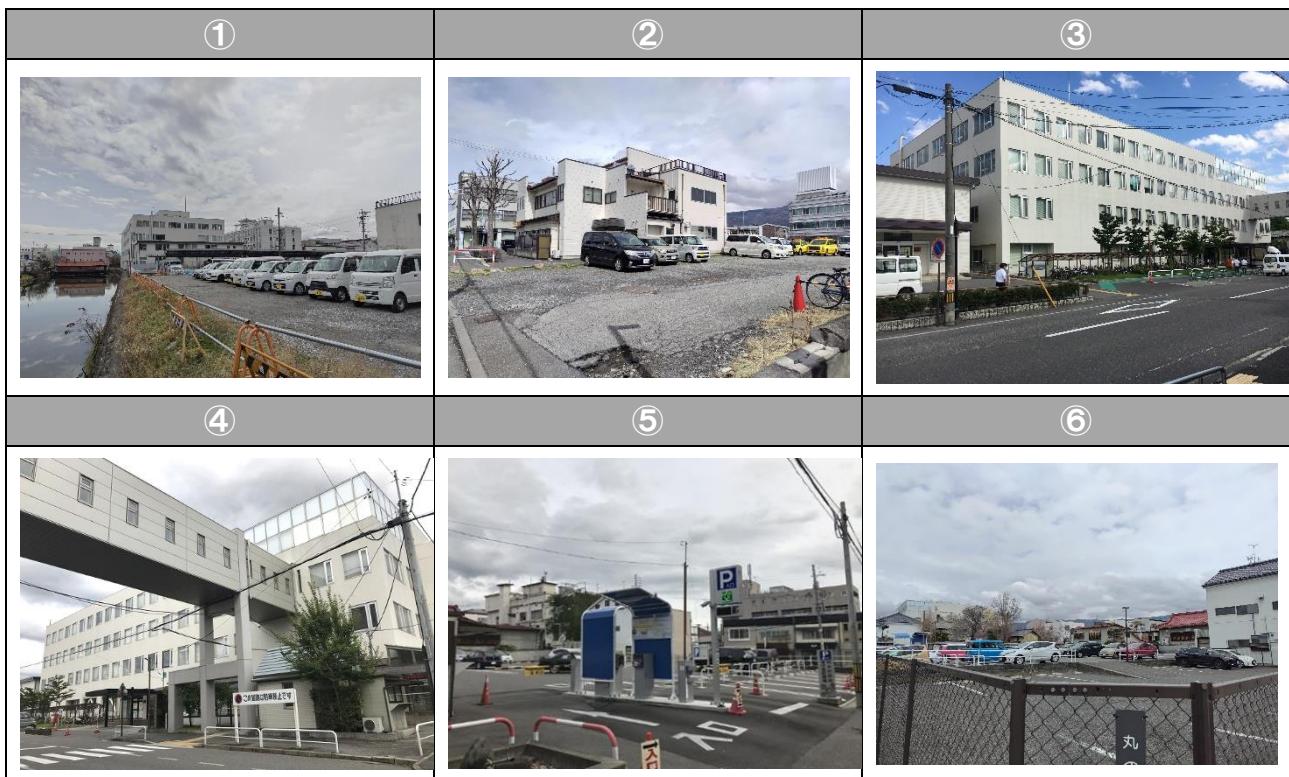
##### (1) 周辺施設

建設地は、松本駅及び北松本駅から徒歩約15分の、松本城三の丸地区に位置し、現庁舎からは松本城を一望することができます。

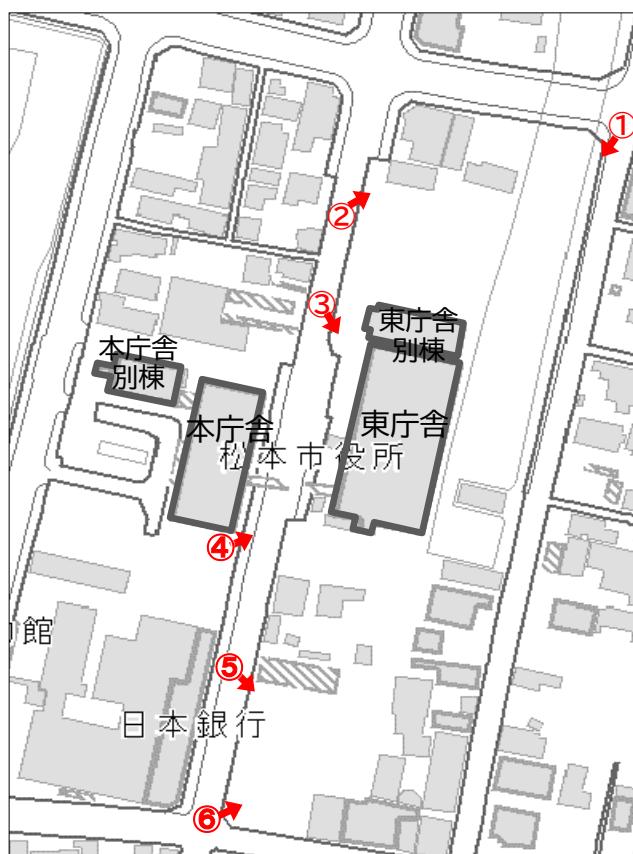
また、建設地周辺は日本銀行松本支店、長野地方裁判所松本支部、松本税務署など官庁が集まるエリアであり、路線バスによる交通網が整備されています。



## (2) 建設地周辺



<建設地周辺写真>



## 2 法規制、上位計画の与条件整理

### (1) 敷地

現在の敷地は、民有地を挟む形で分断され、既存庁舎機能が分散して配置されています。新庁舎の建設に当たっては、土地の形状を整え、市有地の連続性を可能な限り高めて、市民の皆様にとって、分かりやすく使いやすい庁舎とするため、隣接する民有地を含む範囲を新庁舎敷地として設定しました。なお、本庁舎機能を見直し、規模をスリム化することを前提として、現在の東庁舎側のみを新庁舎敷地とします。

民有地については、地権者に事業計画を丁寧に説明し、土地譲渡に向けたお願いをしています。



	北	南	計
面 積	5,437.94m <sup>2</sup>	2,233.68m <sup>2</sup>	7,671.62m <sup>2</sup>

\* 都市計画道路の拡幅部分を除きます。

地図上の計算に基づく面積であり、実測面積ではありません。

## (2) 現在地の建築規制等

	内 容
① 用途地域	商業地域
② 地域・地区	防火地域：準防火地域 歴史的景観区域：お城地区（重点地区） 高度地区：18mの高さ制限
③ 建ぺい率	北 80%+10%（角地）、南 80%+10%（角地）
④ 容積率	400%
⑤ 周辺道路	北側：全幅 16m（市道 1530 号線） 西側：全幅 18m（市道 1095 号線） ：（都市計画道路 3・4・3 丸の内浅間線 計画幅 18m） 南側：全幅 7m（市道 1519 号線）
⑥ 道路斜線	1.5／1m（商業地域）
⑦ 隣地斜線	31m+2.5／1m（商業地域）
⑧ 災害リスク	活断層：直下には確認できない。 最大想定浸水深：0.5m～3.0m程度 (1,000 年に 1 回程度の降雨確率に基づく。)
⑨ その他	周知の埋蔵文化財包蔵地に指定 東庁舎側敷地内に東総堀土塁跡があり、保存が必要

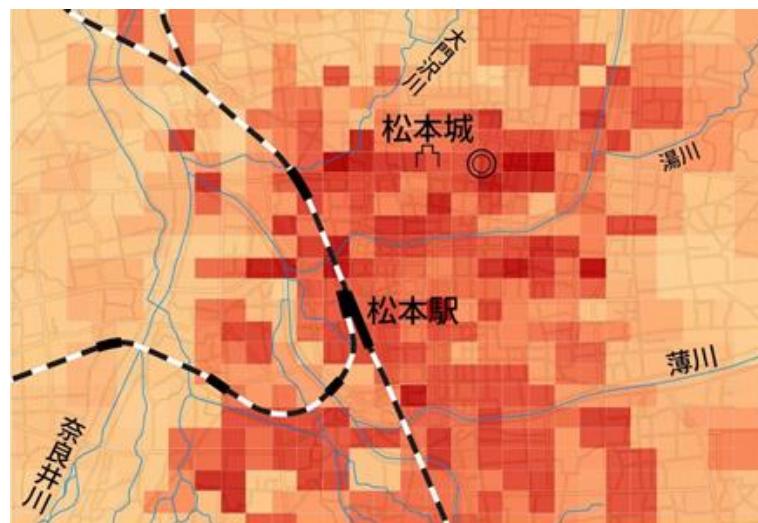
### 3 その他の留意点

#### (1) 地盤と揺れやすさマップ

建設地の直下に活断層は確認されていません。

建設地を含む中心市街地は、建築支持基盤が深いとされています。

■松本市揺れやすさマップ（平成 25 年度作成）

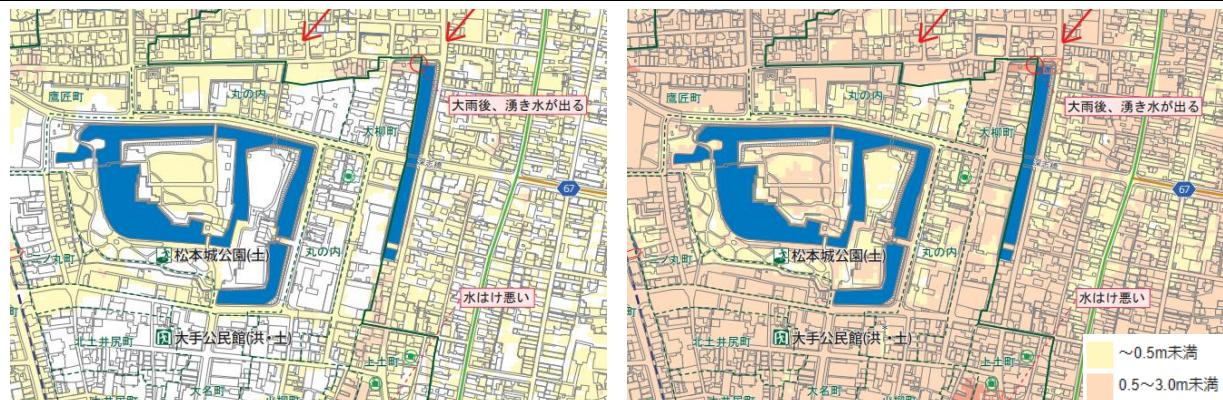


色が濃い地区ほど地震の際に揺れやすい。

#### (2) ハザードマップ

建設地は、100年に1度起こる大雨の場合に、0.5m未満、1,000年に1度程度起こる大雨の場合に0.5m以上3m未満の浸水可能性が想定されています。

■松本市ハザードマップ（防災マップ 2024 年版）



100年に1度起こる大雨の場合

1000年に1度起こる大雨の場合

#### (3) 市道1095号線の取扱い

敷地西側の市道1095号線については、廃止を含め様々な可能性について検討を重ねましたが、古くからの町割りを示す道路であることから、廃止することは難しいとの結論に至りました。

## (4) 文化財等の保護

---

敷地は周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、適切な調査を行い、必要な記録保存などを実施します。

また、東庁舎に隣接する総堀や土塁を始めとする、歴史的な資産や緑を可能な限り保全・活用し、庁舎と一体的に整備します。

なお、本市では、現在、国宝松本城の世界文化遺産登録に向けた取組みを進めており、登録に向けては、これまでの調査研究や関係機関との協議を踏まえ、国宝5城の天守群での連続する資産登録を目指しています。

現在、想定する世界遺産的価値（顕著な普遍的価値）は、「天守」を中心に展開するため、新庁舎建設が直接影響を及ぼすことはありませんが、世界遺産周辺環境にふさわしい庁舎整備を行います。

## IV. 新庁舎の規模設定

### 1 新庁舎の規模

#### (1) 新庁舎の規模設定の考え方

新庁舎の規模については、近年の行政ニーズの傾向や今後のＩＣＴの進展による働き方の変化などを視野に入れて想定した職員数と、現庁舎の機能と諸室（スペース）を基本として、会議室などの狭あい状態の解消、ユニバーサルデザインの導入、災害対策本部や共創スペースの新設など、「Ⅱ. 新庁舎のあり方・導入機能」で検討した機能を加えて算定しました。

##### ア 職員数の推移

- 平成6年をピークに減少してきた地方公共団体の職員数は、近年は下げ止まり、横ばい状態ですが、一般行政部門の職員数については、平成27年以降、微増傾向で推移しています。本市の職員数も同様の傾向にあります。
- 将来の職員数については、人口の減少やＩＣＴの進展などによる窓口業務や定型的業務の削減が想定される一方、老人人口の更なる増加などに伴い福祉分野を中心とした行政需要が増加することが見込まれます。また、市の規模やインフラなどの規模に応じて、引き続き一定数の職員が必要であることから、当面の間は、現状程度の職員数で推移するものと考えます。

<本庁（本・東庁舎、大手事務所）の職員数の推移>

	R3.4①	R4.4	R5.4	R6.4②	③-①
職員数	1,055人	1,061人	1,069人	1,068人	13人*

\* 保育・学校教育部門の増員、DXの推進体制の強化、インフラ長寿命化に係る体制強化等など

<将来職員数の考え方>

1 職員数の主な減少要素
(1) 人口減少 対象人口の減少に伴う、窓口業務、税業務、調理業務などの縮小
(2) A I、ロボティクスなどのＩＣＴ活用 ＩＣＴの活用による定型的事務の削減、行政手続のオンライン化
2 職員数の主な増加要素
(1) 人口構造の変化 2040年には、団塊ジュニア世代が高齢者になり、福祉分野を中心に行政需要が増加
(2) 新たな行政需要への対応
3 職員数の増減の少ない業務
(1) 市の規模に応じて一定数の職員が必要な業務 固定資産税業務、地域づくり業務など
(2) インフラなどの規模に応じて一定数の職員が必要な業務 都市計画・土木、農政・林務など

## イ 新庁舎に配置する職員数の想定

- ・オンライン窓口やテレビ会議の積極活用を図るとともに、行政サービスの提供手段、仕事の仕方及び組織体制の見直しを進めるという考えの下、新庁舎に配置する職員数は800人で想定しました。
- ・支所・出張所については、地域の身近な行政サービス窓口として継続します。さらにその上で、オンライン窓口を設置することで市民が身近な場所で各種手続きや相談ができる体制を構築し、サービスの充実を図ります。
- ・大手事務所は、行政手続のデジタル化や生成AIを始めDX・デジタル化の更なる推進により、ペーパーレス化の徹底等、業務改革を進めた上で、新庁舎への統合を図ります。

<新庁舎に配置する職員数の想定>

	現在の本庁職員数 (R6.4.1配当数)			想定配置職員数				
	本庁舎 東庁舎	大手 事務所	保健所	大手 事務所	松本 駅前*1	保健所 庁舎*2	新庁舎（本庁舎）	
合 計	950人	118人	46人	118人	50人	100人	846人	仕事の仕方 や組織体制 の見直し → 800人 程度
	1,114人			1,114人				

\*1 現在の市民課の職員数（54人）をもとに、おおむね50人程度を想定。（仮称）松本駅前センターを略称記載

\*2 保健所4課の職員（83人）に窓口関係職員を加え、おおむね100人程度を想定。（仮称）松本市役所保健所庁舎を略称記載

### ● 最大配置職員数の検討

- ・民間施設の賃貸借を念頭に検討を進める（仮称）松本駅前センターを未確定要素とした場合の新庁舎に配置する最大人数は、900人を想定します（後述の概算面積は、最大配置人数で計算します。）。

	現在の本庁職員数 (R6.4.1配当数)			想定配置職員数				
	本庁舎 東庁舎	大手 事務所	保健所	大手 事務所	松本 駅前	保健所 庁舎	新庁舎（本庁舎）	
合 計	950人	118人	46人	118人	—	100人	896人	900人 程度 →
	1,114人			1,114人				

## ウ 仕事の仕方や組織体制の見直し

- ・庁舎建設を従来の仕事の仕方や組織体制を見直す機会と捉え、今後の行政改革を通じ、新庁舎に配置する組織を含めた行政機能の効率的な配置を進めます。
- ・また、出張や現場業務の頻度など、組織ごとの職員の在席率を調査し、業務の特性に合ったオフィス環境の在り方を検討します。
- ・部局の枠組みを超えた職員間、組織間のつながりを一層深め、市内各所に配置している行政機関を生かし支える本庁を目指します。

## エ 現庁舎の面積及び機能

<現庁舎の面積>

	建築年	経過年数	階 数	延床面積	構 造
本 庁 舎	S34	65 年	地上 5 階、地下 1 階 塔屋 3 階、付属建物	6,832.50 m <sup>2</sup>	RC
東 庁 舎	S44	55 年	地上 4 階、地下 1 階 塔屋 1 階	6,556.93 m <sup>2</sup>	RC
東庁舎別棟他	H4	32 年	地上 2 階、付属建物	496.86 m <sup>2</sup>	LGS
本庁舎北別棟	H29	7 年	地上 2 階	541.86 m <sup>2</sup>	LGS
大手事務所	S53	46 年	地上 6 階、塔屋 2 階	2,842.45 m <sup>2</sup>	RC
計				17,270.60 m <sup>2</sup>	

\* RC : 鉄筋コンクリート造、LGS : 軽量鉄骨造

<現庁舎の機能>

	基本機能	付帯機能	共用部	合 計
現庁舎	8,452 m <sup>2</sup>	3,628 m <sup>2</sup>	5,191 m <sup>2</sup>	17,271 m <sup>2</sup>

## 才 新庁舎の概算面積

<新庁舎の概算面積と現庁舎との比較>

機能	スペース	現庁舎 面積(m <sup>2</sup> )	新庁舎 面積(m <sup>2</sup> )	差(m <sup>2</sup> )	規模の考え方
基本機能	執務室	6,330	4,950	-1,380	<ul style="list-style-type: none"> <li>900人×5.5m<sup>2</sup>/人（各課窓口の廃止等により省スペース化）</li> </ul>
	議会	1,154	1,400	+246	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会活動の充実を図るために拡充</li> </ul>
	施設管理	968	1,050	+82	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械室、サーバー室などを国交省基準や現面積を参考に設定</li> </ul>
付帯機能	執務関連	2,495	1,540	-955	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議室等は国交省の新営一般庁舎面積算定基準の2倍で設定</li> <li>平時は、災害対策本部諸室を効率的に利用するとともに、執務フロア内に様々なタイプの打合せブースを配置</li> <li>書庫、倉庫など他市事例等を参考に設定</li> </ul>
	厚生福利	445	450	+5	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健室、更衣室、休憩室及び売店などを国交省基準や他市事例を参考に設定</li> </ul>
	市民スペース	633	450	-183	<ul style="list-style-type: none"> <li>待合スペースは、ユニバーサルデザインに対応、窓口の複数拠点化から現面積で設定</li> <li>窓口、待合スペース、相談室、キッズスペースを始め、市民が利用する機能は1階に集約</li> </ul>
	記者室	55	60	+5	<ul style="list-style-type: none"> <li>現面積と同等</li> </ul>
新設機能	災害対策本部	0	1,100	+1,100	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部員室、オペレーションルームなど必要な諸室を配置</li> </ul>
	共創スペース	0	100	+100	<ul style="list-style-type: none"> <li>打合せテーブル6台程度を想定</li> </ul>
共用部	階段・EV	5,191	4,230	-961	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン対応</li> <li>平面ゾーニング(例)をもとに算出</li> </ul>
	廊下・EVホール				
	トイレ				
	ごみ置き場				
合計		17,271	15,330	-1,941	

新庁舎の概算面積は、「15,000m<sup>2</sup>程度」と見込みます。

## ① 基本機能

- ・執務室は、省スペース化を図るため、各課専用の窓口カウンターや課を区切る壁を廃止することを想定し、必要面積を試算した結果を踏まえ、職員一人当たり 5.5 m<sup>2</sup>を基本とします。
- ・省スペース化による職員一人当たり面積を基本とするため、文書管理の徹底による文書量の削減、ペーパーレス化の導入、事務用机椅子やOA機器などの更新や統一化によるオフィス環境整備などを進め、床面積の効率利用を図ります。

## ② 付帯機能

- ・現庁舎で特に不足している会議室については、専用の会議室のほか、災害対策本部諸室を併用して既存面積の同等以上のスペースを確保します。
- ・厚生福利スペースは、既存面積と同等規模を確保するとともに、フロントヤードとバックヤードを明確に区分して効果的に機能配置を行う中、執務フロア内の共用スペースを活用し、飲食も可能な休憩スペース等を設置します。
- ・窓口待合スペースは、1階の総合窓口に集約するとともに、視認性の高い、広々とした空間を確保しながら既存面積の同等のスペースを確保します。

## ③ 新設機能

- ・災害対策本部機能を新設します。
- ・公民連携や大学連携により、新しい価値の創造や地域課題の解決を図る共創スペースを新設します。

## ④ 共用部

- ・現庁舎において、来庁者の皆様にご不便をかけている部分です。廊下、階段及びトイレなどについては、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが使いやすい規模や配置とします。

## ⑤ その他

- ・フレキシビリティを確保し、変化し続ける力を備えることで、将来の人口構造の変化や行政ニーズの多様化などにも対応できる庁舎とします。

## 2 駐車場の規模

### (1) 来庁者駐車場

来庁者駐車場の台数について、「最大滞留量の近似的計算法」（大阪大学名誉教授：岡田光正）に基づき算出します。

その上で、「市民に身近な市役所づくり」の実現や「中心市街地再設計の提言」との政策的連動を踏まえ、現在、新庁舎で受け止めている車での来庁需要を、窓口機能を配置する（仮称）保健所庁舎や（仮称）松本駅前センターで受け止めることを考慮し、さらに、今後の行政手続のオンライン化や窓口サービスのデジタルシフトの進展により、来庁の必要性そのものが減少することを見込み、将来的な来庁者駐車場の規模を設定しています。

なお、来庁者割合は、「窓口部門（滞在時間15分）：60%」、「窓口部門以外（滞在時間60分）：40%」と設定します。

## ○ 最大滞留量の近似的計算法

$\begin{aligned} \text{駐車台数} &= \text{最大滞留量 (台/日)} \\ &= 1 \text{ 日当たり来庁台数} \times \text{滞留率} \times \text{平均滞留時間} / 60 \end{aligned}$
--

## ○ 基本条件

1日当たり 来庁台数	直近3年間で、1日当たりの入庫台数が最も多かった令和6年3月の 月平均1,263台を採用値とします。(令和7年2月現在のデータ)	
滞在時間別 駐車台数割合	<p>窓口部門：60%、窓口以外の部門：40%</p> <p>(窓口部門と窓口以外の部門との割合は、「市・区・町役場の窓口事務施設の調査」 によるもの)</p>	
滞 留 率	30%	* 滞留率とは、総利用数に対する最大滞留量（同時使用量）の割合
平均滞留時間	窓口部門：15分、窓口以外の部門：60分と仮定	

## ○ 基本条件に基づく算出

必要駐車台数 (窓口部門)	1日当たり来庁台数×滞留率×平均滞留時間／60 $= 1,263 \text{ 台} \times 60\% \times 30\% \times 15 \text{ 分} / 60 = 56 \text{ 台}$	
必要駐車台数 (窓口以外の部門)	1日当たり来庁台数×滞留率×平均滞留時間／60 $= 1,263 \text{ 台} \times 40\% \times 30\% \times 60 \text{ 分} / 60 = 151 \text{ 台}$	
合計	207台 → 200台程度	

## ○ 「市民に身近な市役所づくり」の実現と「中心市街地再設計の提言」との政策連動

庁舎別の車での来 庁需要の受止め率	(仮称) 保健所庁舎：50%、(仮称) 松本駅前センター：20%、 新庁舎：30%	
庁舎別の必要駐車 台数	基本条件に基づく必要駐車台数の合計 × 庁舎別の車での来庁需 要の受止め率	
	(仮称) 松本市役所保健所 庁舎	$200 \text{ 台} \times 50\% = 100 \text{ 台程度}$
	(仮称) 松本駅前センター	$200 \text{ 台} \times 20\% = 40 \text{ 台程度}$
	新庁舎	$200 \text{ 台} \times 30\% = 60 \text{ 台程度}$

## ○ 行政サービスのデジタル化による来庁機会の減少を考慮

減少率	80%	
	庁舎別の必要駐車台数 × 減少率	
将来的な来庁者駐車場の規模	(仮称) 松本市役所保健所 庁舎	100台 × 80% = 80台程度
	(仮称) 松本駅前センター	40台 × 80% = 30台程度
	新庁舎	60台 × 80% = 50台程度

## (2) 駐車場の規模

新庁舎の来庁者駐車場台数は、「50台」を目安とします。

## (3) 公用車駐車場

公用車駐車場については、現在使用している周辺敷地の継続活用を念頭に、必要なスペースを確保します。

## (4) 留意事項

障がい者などの方が利用する駐車場については、安全性や快適性を確保した上で、動線等にも十分配慮し、庁舎出入り口付近に整備します。

## 3 駐輪場の規模

### (1) 既存駐輪場の整理

<既存駐輪場における面積及び台数>

既存駐輪場 (来庁者・職員)	面 積	寸 法	台数 (1台当たり50cmと仮定)
① 本庁舎北側	192 m <sup>2</sup>	32m × 6m (2列)	128台
② 本庁舎東側	8 m <sup>2</sup>	4m × 2m	8台
③ 本庁舎別棟	6 m <sup>2</sup>	3m × 2m	6台
④ 本庁舎北別棟	8 m <sup>2</sup>	4m × 2m	6台
⑤ 東庁舎西側	56 m <sup>2</sup>	28m × 2m	56台
⑥ 東庁舎 ATM 裏	120 m <sup>2</sup>	20m × 6m (2列)	80台
⑦ 東庁舎駐車場北側	320 m <sup>2</sup>	40m × 8m (4列)	320台
合 計	710 m <sup>2</sup>		604台

## (2) 駐輪場の規模

既存の来庁者向け駐輪場の台数（前記（1）の既存駐輪場における面積及び台数の表中、②、④及び⑤の70台）の確保を前提に、本庁舎に配置する職員数や現状の利用状況等を鑑みながら、340台程度の確保を目安に、駐輪場の位置を含め基本設計の過程において具体的な検討を進めます。

新庁舎の駐輪台数は、「**340台**」を目安とします。

## (3) 留意事項

新庁舎における駐輪場は、スペースの有効活用のため、駐輪ラックの採用などを検討します。

また、大型の自動二輪車などの駐車スペースにも配慮するとともに、チャイルドシート付き自転車や、電動アシスト自転車をはじめ、多様な二輪車などの利用も念頭において利用しやすい環境を整備します。



電動アシスト自転車にも対応した駐輪ラック

# V. 土地利用・配置計画

## 1 土地利用

「II 新庁舎のあり方・導入機能」の「●多目的に利用できる憩いの屋外空間」で示したとおり、現在の本庁舎側敷地には庁舎を建てず、松本城を核とした公共空間の整備に合わせて、新たな公共空間として整備・利活用を図ることを基本的な方向性とした上で、松本城二の丸のメインゲートである太鼓門と向き合う立地を生かし、景観形成や人々の交流、にぎわいの創出にも貢献する、多目的に利用できるゆとりある憩いの空間を庁舎の周りに設けます。

## 2 配置パターン

現庁舎を運用しながらの建替えとなるため市民サービスの安定継続を図ることを考慮し、新庁舎はI期、II期に分けた2棟構成とします。配置パターンは、I期を北側拡張敷地のみに建設する場合と、現在の北側駐車場を含めて建設する場合の2パターンが想定されます。各パターンの最大ボリューム及びメリット・デメリットを整理した結果、現在の北側駐車場を含めて建設するパターン2を採用することとします。

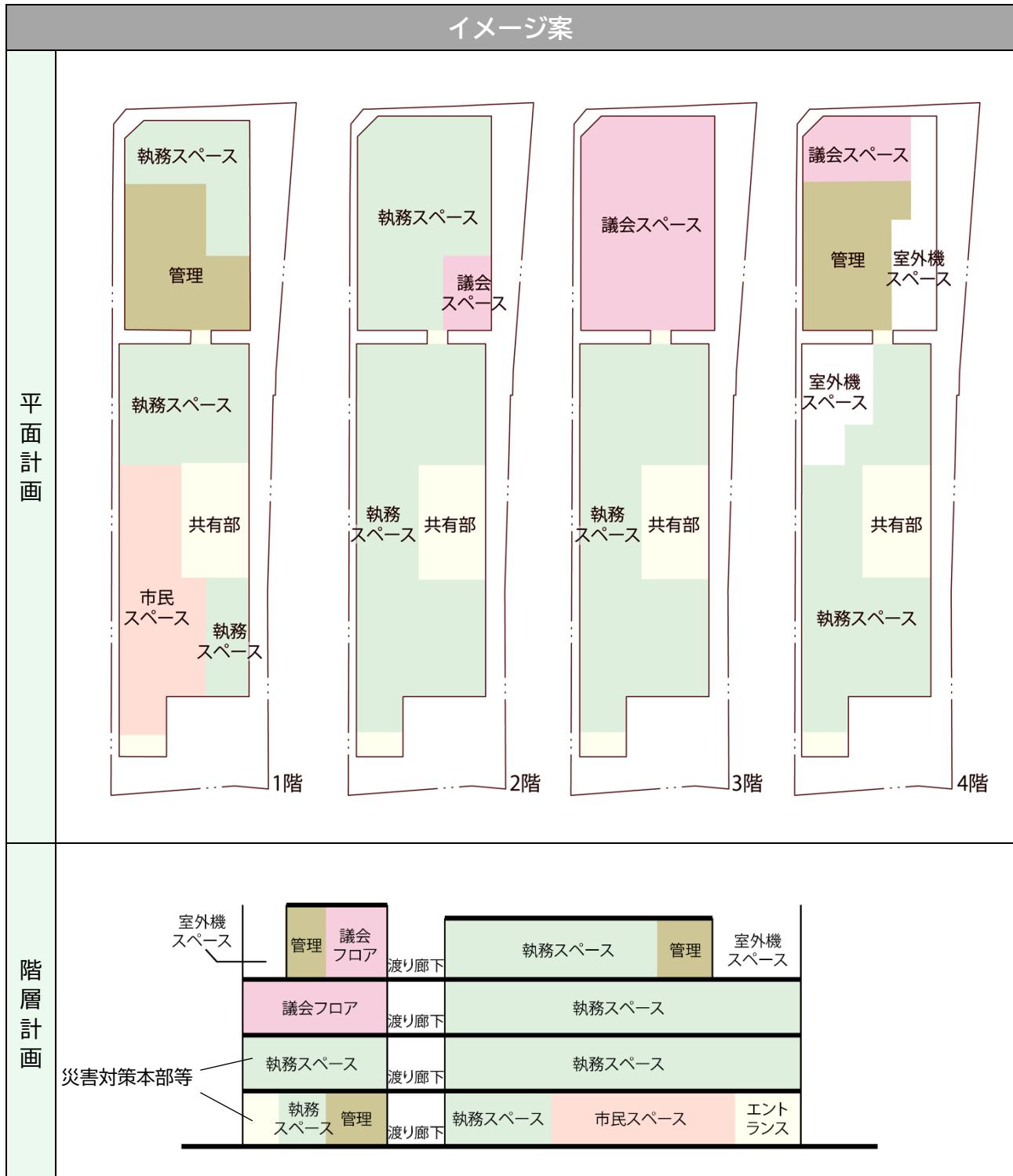
なお、各パターンの特徴は、次のとおりです。

項目 / パターン	パターン1 I期を北側拡張敷地のみに建設する場合	パターン2 I期を現在の北側駐車場を含めて建設する場合
配置イメージ		

項目 / パターン	パターン1 I期を北側拡張敷地のみに建設する場合	パターン2 I期を現在の北側駐車場を含めて建設する場合
最大延床面積	I期：約 3,000 m <sup>2</sup> II期：約 12,200 m <sup>2</sup> 合計：約 15,200 m <sup>2</sup>	I期：約 5,300 m <sup>2</sup> II期：約 10,100 m <sup>2</sup> 合計：約 15,400 m <sup>2</sup>
メリット	・既存の建物、駐車場等に影響を与えることなく、建設が可能	・ I期の延床面積が約 5,300 m <sup>2</sup> で、議会機能に加え、災害対策本部機能を備えた庁舎として建設が可能 ・ 災害対策本部機能を備える I期の建物を防災センターとして免震構造とし、II期の建物を耐震構造とすることが可能となることから、敷地を有効活用し、最大ボリュームを確保できるほか、建設事業費を抑えることができる。
デメリット	・ I期の延床面積が約 3,000 m <sup>2</sup> にとどまるため、議会機能に加え、災害対策本部機能まで設置することが極めて難しい。	・ I期建物の建設に当たり、現在の東庁舎北側駐車場（約 45 台）が使用できなくなるため、代替の駐車場について検討する必要がある。

## VI. 平面計画・階層計画

平面計画及び階層計画は、「V 土地利用・配置計画」に示す建物の配置により異なるため、基本計画では、ゾーニングのイメージ（案）のみとし、基本設計の段階で定めることとします。



## VII. 構造計画

### 1 確保すべき耐震性能

庁舎は、広域災害発生時の指揮、情報伝達の拠点となることから、国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく耐震安全性（構造体：I類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類）を確保します。

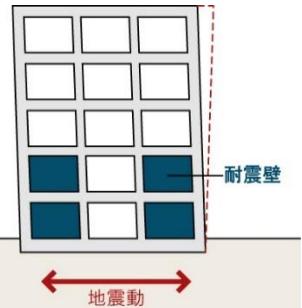
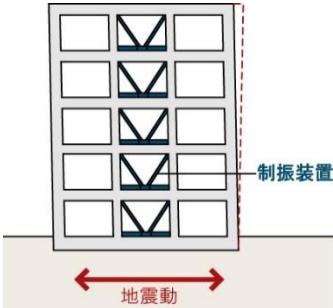
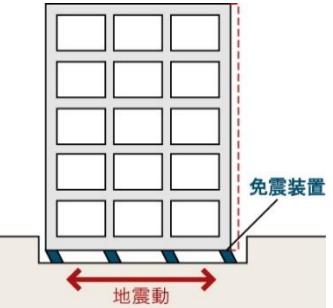
<耐震安全性の目標（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準）>

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

### 2 構造形式

新庁舎において想定される構造形式として、「耐震構造」「制振構造」「免震構造」があり、上記の耐震安全性はいずれの構造形式の場合にも確保することが可能です。次表のように構造形式の比較を行い、災害対策本部の配置を想定している新庁舎（Ⅰ期）は、災害発生時において機能継続性が特に求められることから免震構造を採用し、新庁舎（Ⅱ期）は、建設費・維持管理費、工期等に優れ、求められる耐震性能が確保可能な「耐震構造」を採用します。

<構造形式の比較>

	耐 震	制 振	免 震
概 念 図	 地震動 →	 地震動 →	 地震動 →
特 徴	地震力に対し、柱や梁、壁の強度を上げて耐える。	地震による建物の揺れを、制振装置によって吸収する。	免震装置により、建物に地震の揺れを直接伝えない。
耐震安全性	○ 構造体：I類の確保が可能	○ 構造体：I類の確保が可能	○ 構造体：I類の確保が可能
大地震後の影響	△ 建物や設備機器に変形・損傷が発生する可能性がある	○ 設備機器に若干の損傷が発生する可能性がある	○ 建物・設備機器ともに損傷が発生しない可能性が高い
建設費	○ 一般的に想定される建設費であり、制振・免震より安価	○ 制振装置を設置するため耐震より建設費が上昇	△ 免震装置の設置、免震層の構築のために耐震・制振より建設費が上昇
維持管理費	○ 一般的に想定される維持管理費であり、免震より安価	○ 一般的に想定される維持管理費であり、免震より安価	△ 免震装置等の定期点検が必要になる
工期	○ 標準的な工期で建設可能	○ 制振装置を設置するため、耐震より工期が延びる	△ 免震装置の設置、免震層の構築のために耐震・制振より工期が延びる

## VIII. 外構・景観計画

新庁舎建設における外構及び景観については、高さや松本城天守からの景観、天守を含めた景観に配慮し、松本城のたなびくまいなど、その景観的魅力を更に高めていきます。なお、具体的な外構・景観計画は、基本設計の段階で検討します。

以下に、その条件となる「II 新庁舎のあり方・導入機能」に掲げた関連項目を示します。

●駐車場・駐輪場からのスムーズな動線	駐車場・駐輪場やバス停などから庁舎への動線は、来庁者の安全性や雨・雪への対策などの快適性に配慮します。 また、敷地内の通路は、分かりやすく連続性のある移動経路とします。
●周辺と調和した景観の形成	松本城や松本城公園、堀、東西の山並みなど、松本を象徴する周辺の景観と調和しつつ、新たなシンボルとして、周辺の価値をさらに高め、親しまれる景観を形成します。
●新旧の融合する空間の創出	事業用地内外に残る松本城総堀や土塁を始めとした歴史的資産や取り巻く緑を可能な限り保全・活用し、庁舎と一緒に整備することで、松本城などと連続性をもった松本にふさわしい新旧の融合する空間を創出します。 新旧が融合する松本にふさわしい空間を創出することにより、市のシンボルとして、世代を超えて末永く、誰からも愛される庁舎を目指します。
●多目的に利用できる憩いの屋外空間	景観形成や人々の交流、にぎわいの創出にも貢献する、多目的に利用できるゆとりある憩いの空間を庁舎の周りに設けます。
●癒しと安らぎの空間	屋外広場や敷地外周部は、花いっぱい運動発祥の地にふさわしい、花と緑の調和を図るとともに、豊かな湧水を活用することにより、「癒しと安らぎの空間づくり」を進めます。 なお、緑化に当たっては、メンテナンス性にも配慮します。
●自然素材の積極的な活用	地域の木材を庁舎の内外装に活用するとともに、その他の自然素材（エコマテリアル）にも目を向け、環境に配慮した持続可能社会の構築に貢献する庁舎とします。

\*松本市景観計画における「景観形成基準」や、松本市景観計画デザインガイドラインに沿った外構及び景観とすることで、周辺景観との調和を図ります。

# IX. 新庁舎整備事業スキーム

## 1 事業方式

新庁舎建設事業は、「松本市PPP<sup>\*18</sup>／PFI<sup>\*19</sup>手法導入優先的検討規程」の対象であることから、詳細な検討として「PPP／PFI導入可能性調査」を実施し、「設計・施工分離発注方式」と、「設計・施工一括発注方式」、「PFI方式」を比較検討しました。

事業方式	概要	概念図
設計・施工分離発注方式	発注者が設計者、施工者、維持管理者をそれぞれ選定し分離発注する方式	
設計・施工一括発注方式	設計者及び施工者を同時に選定・発注する方式 (基本設計を事業範囲に含める場合と含めない場合がある。)	
PFI方式	民間事業者に設計、建設、維持管理を一體的に委ねる方式 民間事業者が設立する特別目的会社（SPC）が建設資金の調達を行い、市が割賦方式によりサービス対価を支払う。	

\*18 PPP (Public Private Partnership)：公民連携とも言われ、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、PFIは、PPPの代表的な手法の一つ

\*19 PFI (Private Finance Initiative)：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

## 2 事業方式の検討

### (1) 定性的評価

事業方式	メリット	デメリット
設計・施工 分離発注方式	<ul style="list-style-type: none"><li>・設計、施工、維持管理を個別に発注するため、各段階で発注者の意向を反映しやすい。</li><li>・従来どおりの契約手続であり、一般的な工期が見込めるなど、事業期間の見通しがつきやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・段階ごとに仕様を定め発注するため、一體的な費用削減効果への期待が低くなる。</li><li>・民間事業者の創意工夫やノウハウ活用の余地が限られる。</li></ul>
設計・施工 一括発注方式	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間事業者の持つ独自技術やノウハウを設計や工事に活用しやすいためコスト削減が期待できる。</li><li>・一括発注するため、事業期間の短縮が見込まれる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・施工者側に偏った設計になりやすく、チェック機能が働きにくい。</li><li>・設計や仕様に発注者の意向を反映する仕組みが必要</li><li>・本市での採用実績の少ない方式のため、地元企業だけでなく、県外大手企業の参画が必要</li></ul>
PFI方式	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間事業者の持つ独自技術やノウハウを設計や工事に活用しやすいためコスト削減が期待できる。</li><li>・設計・施工・維持管理を一括して発注するため、施工や維持管理に配慮した設計・整備が可能となり、ライフサイクルコストの低減が見込まれる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・準備や契約手續が煩雑なため、事業着手までに相当な期間を要する。</li><li>・性能発注となるため、設計（特に外観デザイン等）に発注者の意向を反映することが難しい。</li><li>・本市での採用実績の少ない方式のため、地元企業だけでなく、県外大手企業の参画が必要</li></ul>

### (2) 定量的評価

定量的評価として、VFM (Value For Money)<sup>\*20</sup>の算定を行い、事業方式ごとの比較を行いました。

評価の結果、「設計・施工一括発注方式」、「PFI方式」共に一定の財政負担の軽減効果（VFM）が確認され、その中でも「設計・施工一括発注方式」がより軽減効果が期待できる結果となりました。

設計・施工 分離発注方式	設計・施工 一括発注方式	PFI方式
- %	2. 7%	1. 6%

<VFM>

### (3) 事業スキーム

新庁舎の事業スキームは 「設計・施工一括発注方式」を採用します。

設計や仕様に発注者の意向を反映する仕組みを別途検討します。

\*20 VFM (Value For Money) : PPP/PFI における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことで、従来の方式と比べて総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合

# X. 概算建設事業費

## 1 範囲

概算建設事業費の範囲は、設計・工事監理費、新庁舎の建設工事費及び現庁舎の解体工事費です。

## 2 建築工事単価

建設事業者への調査で得られた建築工事単価、類似規模自治体の新庁舎建設事業における近年の設計単価等を参考にし、本市で導入するNearly ZEB手法に係る経費（建築工事単価と同様に、建設事業者への調査で得られた回答を参考に設定）を加味しました。

① 建設事業者への調査で得られた工事単価	66～96万円／m <sup>2</sup>
② 類似規模自治体における近年の設計単価（免震）*	70～83万円／m <sup>2</sup>
③ 耐震構造を採用する場合の掛率	工事単価に対して95%程度（×0.95）
④ Nearly ZEB手法に係る経費	工事単価の20%程度（×1.2）
↓	
◎ I期建築工事単価 75万円 × 1.2	≒ 90万円／m <sup>2</sup> 程度
◎ II期建築工事単価 75万円 × 1.2 × 0.95	≒ 85万円／m <sup>2</sup> 程度

\* 直近5年で入札を行った自治体を対象に調査しました。

## 3 概算建設事業費

項目		単価	面積	概算金額
設計・工事監理費				6.7億円
新庁舎建設工事費	I期	900千円	5,000m <sup>2</sup>	45.0億円
	II期	850千円	10,000m <sup>2</sup>	85.0億円
現庁舎解体工事費		90千円	14,428m <sup>2</sup>	13.0億円
消費税（10%）				15.0億円
合計				164.7億円

用地補償費、外構工事費、移転費、備品等購入費、埋蔵文化財調査費などは含みません。

新庁舎の概算建設事業費は、「164.7億円程度」と見込みます。

概算建設事業費は、あくまでも設計前の段階における見込みを示すものです。今後、設計段階において詳細に精査していきます。

また、現在の市民負担はもとより、将来世代の負担も意識して、「長い目で見てお財布にやさしい」ことを念頭に、可能な限りのコスト節減に努めます。

## 4 財源

### (1) 地方債の活用

世代間負担の公平性を担保するとともに、財政負担の平準化を図るため、地方債の積極的な活用を想定しています。

### (2) 基金の活用

建設事業に要する財源とするため、平成28年度に設置した松本市庁舎建設基金を地方債と併用して活用します。

令和6年度末における基金残高は約34億円ですが、今後も、財政状況を考慮しながら、計画的に積立てを進め、完成までの間に概算建設事業費の半分程度を目安に基金を積立てていきます。

### (3) 補助金などの活用

新庁舎建設に当たり、本市では、現行の国・県などの助成制度の利用は見込めませんが、市の財政負担を可能な限り抑えるため、今後も、活用できる助成制度について研究を続けます。

# XI. 事業スケジュール

## 1 建替手順

建替手順は、「V 土地利用・配置計画」に示したとおり、現在の北側駐車場を含めて建設するⅠ期工事と、Ⅰ期建物の竣工後に現在の東庁舎敷地に建設するⅡ期工事の2期建替えとします。

イメージ	①Ⅰ期建設	②東庁舎解体
概要	I期建物及び仮事務スペースへの移転後、現東庁舎と東庁舎別棟を解体	I期建物及び仮事務スペースへの移転後、現東庁舎と東庁舎別棟を解体
イメージ	③Ⅱ期建設	④本庁舎解体
概要	現東庁舎跡地にⅡ期建物を建設	I期建物及びⅡ期建物への移転後、現本庁舎を解体

## 2 事業スケジュール

### (1) 事業スケジュールの設定

スケジュールについては、基本構想を策定した際、「基本計画の段階で、改めてスケジュールを見直します。」としていました。

今回、Ⅰ期及びⅡ期に分けた2棟構造での整備による建替手順等を踏まえ、スケジュールを改めて見直し、次のとおり設定しました。

	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	
基本計画改定		■											
事業者選定			■	■									
仮事務 スペース						準備 ・引越	■	使用					
埋文調査(Ⅰ期)			■	■									
解体工事・ 埋文調査(Ⅱ期)								■					
基本設計					■								
実施設計・ 建築工事(Ⅰ期)						設計	工事						
実施設計・ 建築工事(Ⅱ期)								設計	工事				
供用開始								Ⅰ期棟	→			Ⅱ期棟	→

新庁舎の供用開始時期は、「令和17年度（2035年度）」を目指します。

### (2) 事業スケジュール設定における条件など

#### ○ 仮事務スペース

施工中に必要となる仮事務スペースは、以下の考え方に基づき、早期に確保を図り、確保でき次第順次移転を進めます。

- ① 既存の市有施設を一時転用して、事務スペースを確保
- ② 民間建物の賃貸借により対応

#### ○ 埋蔵文化財発掘調査

適切な埋蔵文化財調査を実施します。

そのために、現庁舎の解体前に、調査可能な箇所を先行して調査に着手します。